

# 静岡県情報公開条例 解釈及び運用の基準

平成 13 年 3 月 30 日	制定
平成 14 年 10 月 1 日	改正
平成 15 年 4 月 1 日	改正
平成 20 年 4 月 1 日	改正
平成 22 年 4 月 1 日	改正
平成 28 年 4 月 1 日	改正
平成 30 年 4 月 1 日	改正
令和 2 年 3 月 1 日	改正
令和 3 年 4 月 1 日	改正
令和 3 年 7 月 26 日	改正
令和 4 年 3 月 25 日	改正



# 目 次

## 第1章 総則

第1条 目的	1
第2条 定義	3
第3条 実施機関の責務	7
第4条 利用者の責務	8

## 第2章 公文書の開示

第5条 開示請求権	9
第6条 開示請求の手続	10
第7条 公文書の開示義務	12
第8条 部分開示	28
第9条 公益上の理由による裁量的開示	30
第10条 公文書の存否に関する情報	31
第11条 開示請求に対する措置	32
第12条 理由の記載等	34
第13条 開示決定等の期限	35
第14条 事案の移送	37
第15条 第三者保護に関する手続	38
第16条 公文書の開示の方法	41
第17条 他制度との調整	43
第18条 費用負担	45
第18条の2 公立大学法人等及び地方三公社に対する審査請求	47
第18条の3 審理員による審理手続に関する規定の適用除外	48
第19条 審査会への諮問	50
第20条 諮問をした旨の通知	52
第21条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	53
第22条 静岡県情報公開審査会	54
第23条 部会	55
第24条 審査会の調査権限	56
第25条 意見の陳述	58
第25条の2 意見書等の提出	59
第25条の3 提出資料の写しの送付等	60
第26条 調査審議手続等の非公開	62
第27条 答申書の送付等	63
第28条 規則への委任	64

## 第3章 情報公開の総合的推進

第29条 情報公開の総合的推進	65
第30条 情報提供施策の充実	66

第 31 条	出資法人の情報公開	67
第 32 条	公文書の管理	69
第 33 条	公文書の検索資料の作成等	70
第 34 条	実施状況の公表	71
第 35 条	適用除外	72
第 36 条	本人情報の開示	73
第 37 条	委任	74
第 38 条	罰則	75
附則		76

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の県政についての知る権利を尊重して、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに実施機関の保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、もって実施機関の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにし、県政の公正な執行と県民の信頼の確保を図り、県民参加による開かれた県政を一層推進することを目的とする。

#### 【趣 旨】

地方分権が新たな段階を迎え、県は自らの責任と判断で地域の特性を生かした主体的な地域づくりを進めていかなければならない。このためには、県民と県とのさらに踏み込んだ協力関係（協働関係）に基づく県民参加の促進及び県政の公正の確保と透明性の向上を図ることが不可欠である。

この条例は、情報公開制度がそれらの要請に的確に答えていくため、地方自治の本旨という憲法の理念にのっとり、県民の県政についての知る権利を尊重するとの認識のもとに、公文書の開示を請求する権利を明らかにして実施機関の保有する情報の公開に関して必要な事項を定めるものであり、究極の目的として、実施機関の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすること、県政の公正な執行と県民の信頼の確保を図ること及び県民参加による開かれた県政を一層推進することを明らかにしたものである。

#### 【解 釈】

##### 1 地方自治の本旨にのっとり

情報公開制度は、地方自治の本旨という憲法上の理念を踏まえたものであることを明らかにしたものである。

##### 2 県民の県政についての知る権利を尊重して

知る権利は、その概念をめぐって議論があるものの、情報公開制度に対する関心を高め、制度の基本理念をわかりやすく表わす言葉として用いることに意義がある。このことから、県の情報公開制度を積極的に進める理念として条例に明記し、尊重する必要があることを明らかにしたものである。

##### 3 公文書の開示を請求する権利

実施機関が保有する公文書の開示を請求する権利をいい、実施機関にはこの条例に定める要件を満たした開示請求に応ずる義務がある。

##### 4 実施機関の保有する情報の公開に関して必要な事項を定め

実施機関が保有する情報の公開に必要なとなる公文書開示制度、情報提供施策、公文書の管理等に関する事項を定めることである。

##### 5 実施機関の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにし、県政の公正な執行と県民の信頼の確保を図り、県民参加による開かれた県政を一層推進する

この条例の究極の目的を明らかにしたものである。

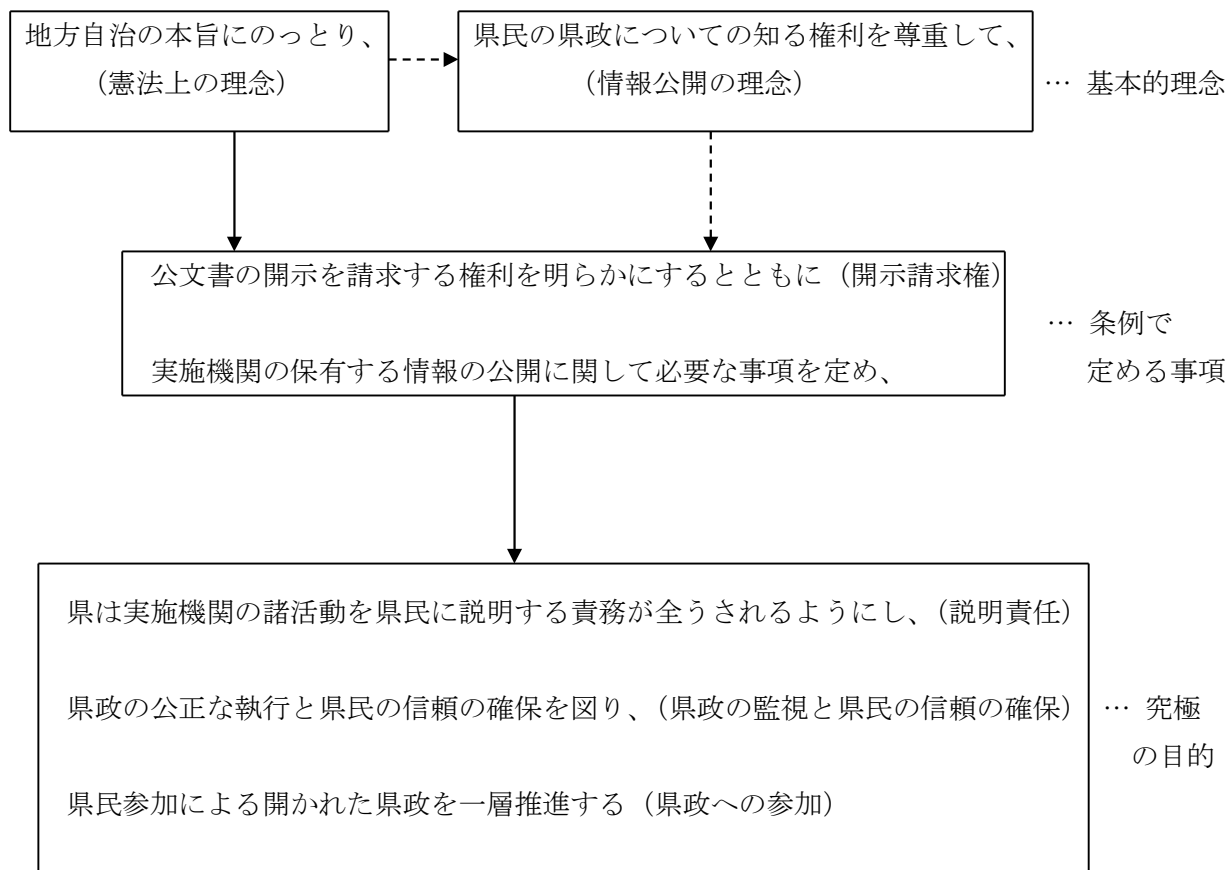
###### (1) 実施機関の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにし

県民から県政を負託された県が、実施機関の諸活動の状況を具体的に明らかにし、県民に対し説明する責務（説明責任）を果たしていくとする趣旨である。

これによって、県政に対する県民の的確な認識と評価が可能となり、県政に関する県民の責任ある意思形成の促進が期待されるものである。

###### (2) 県政の公正な執行と県民の信頼の確保を図り

県政に関する情報を広く公開することにより、県政運営の透明性を向上させ、公正な県政の執行と県民の信頼の確保を図るとともに、県政の監視に資するとする趣旨である。



(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及びがんセンター事業管理者、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「公立大学法人等」という。）並びに静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社及び静岡県土地開発公社（以下「地方三公社」という。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（議会にあっては議会の事務局の職員に限り、公立大学法人等及び地方三公社にあってはその役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

## 【趣 旨】

本条は、この条例において用いられる実施機関及び公文書について定義をしたものである。

## 【解 釈】

### 1 実施機関（第1項）

地方自治法（昭和22年法律第67号）、警察法（昭和29年法律第162号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）により、独立した権限を行使できる機関をいい、各実施機関の行政組織規則等により定められる本庁各課及び出先機関等の全体を含む意味で用いている。

ただし、地方公務員共済組合のように専ら組合員等の相互の扶助・救済を目的としている団体は、県民一般に対して説明責任を負うものではないことから、実施機関には含まない。

### 2 対象公文書（第2項）

公文書を定義することにより、この条例の対象となる公文書の範囲を定めている。

この条例の対象となる公文書とは、

- ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した
- イ 文書、図画及び電磁的記録であって
- ウ 実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

である。

#### (1) 実施機関の職員

知事、行政委員会の委員、警察本部長、監査委員、附属機関の委員、公営企業管理者及びがんセンター事業管理者並びに静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学、地方独立行政法人静岡県立病院機構及び地方三公社の理事長のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員（臨時的任用職員等を含む。）をいう。

議会にあっては議長から任命された議会事務局の職員をいい、議員は含まない。

#### (2) 職務上作成し、又は取得した

実施機関の職員が法令、条例、規則、規程、訓令、通達等に基づき与えられた任務又は権限の範囲内において作成し、又は取得したことをいう。

なお、職務には地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任

を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。

職員が地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 18 条の規定等により、他の法人その他の団体の事務（地方職員共済組合、地方公務員災害補償基金等の事務）に従事している場合の当該事務はここでいう職務には当たらない。

(3) 文書及び図画

ア 「文書」とは、文字又はこれに代わるべき符号を用い、永続すべき状態において、紙の上に記載されたものをいう。

イ 「図画」とは、紙の上に「象形」を用いて表現されたものをいい、写真、フィルムは「図画」に含まれる。

ウ 電磁的記録を用紙に出力したものについては、「文書」又は「図画」として条例の対象になる。

(4) 電磁的記録

電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、磁気ディスク、磁気テープ、光磁気ディスク、光ディスクなど一定の媒体の上に記録され、その内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要がある情報をいう。

(5) 実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

公文書がその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の職員が組織において業務上必要なものとして利用、保存するため、当該実施機関が定める文書管理規則等（以下「文書管理規則等」という。）により管理されているもの（以下「組織共用文書」という。）をいう。したがって、自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる文書はこれに当たらない。

なお、保有しているものとは、文書管理規則等で管理されているものをいい、地方自治法第 180 条の 2 又は第 180 条の 7 の規定により他の実施機関から委任を受けて、又は他の実施機関を補助執行することにより作成し、又は取得した文書を含む。

(6) ただし書

官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは、一般にその内容を容易に知り得るものであり、あえて公文書開示制度の対象とする必要がないため、対象公文書からは除外するものである。

## 【運用】

### 組織共用文書の範囲

実施機関が定める文書管理規程等（以下「文書管理規程」という。）は、組織共用文書として実施機関が組織的に管理するものを次のとおり区分している。

(1) 起案文書

起案文書は、事案の決定のための案を記載したものであり、事案の決定権者の指示により作成され組織共用にするとその意思が明確な文書であることから回議に付された時点から組織共用文書となる。

なお、回付されたが否認され起案者に差し戻されたものであっても、廃棄せずに引き続き組織において業務上必要なものとして利用、保存する場合は(3)の資料文書として組織共用文書となる。

[例]

(a) 決裁の終了した起案文書



(b) 回議に付され決裁の途上にある起案文書

(2) 供覧文書

供覧文書は、組織内の閲覧に供するために回付したもので、意思決定を伴わないものをいい、供覧に付された時点から組織共用文書となる。

[ 例 ]

(a) 供覧の終了した文書

(b) 回付され供覧の途上にある文書

(3) 資料文書

資料文書は、起案文書及び供覧文書を除いたもので、次に掲げるようなものをいう。

ア 収受された時点以降のものであって、当該組織において利用可能な状態で保存されているもの（起案文書に添付したもの、供覧に付したものを除く。）

次の a 及び b の両方の要件を満たすものをいう。

a 収受された時点

実施機関の職員が了知し得るものとして実施機関に到達し、受領する手続である「収受」がされた時点以降のものをいう。

b 組織において利用可能な状態で保存されているもの

文書管理規則等に基づき組織的に管理されているものをいう。

[ 例 ]

(a) 会議で出席者が受領した文書（供覧に付したものを除く。）

(b) 申請書、届出書、報告書等（起案文書に添付したもの、供覧に付したものを除く。）

(c) 委託契約の成果品、補助事業の実績報告書添付の調査結果報告書等の成果品（起案文書に添付したもの、供覧に付したものを除く。）

イ 台帳、カードその他の帳票類で、法令等の規定により作成が義務づけられているものであって、文書管理規則等に基づき組織的に管理されているもの

ウ 医師が作成したカルテ、建築主事が作成した建築確認済証その他の法律上の権限を有する実施機関の職員がその権限に基づいて作成した文書であって、文書管理規則等に基づき組織的に管理されているもの

エ その他の文書等

(7) 職務上の内部検討に付された時点以降のものであって、当該組織において利用可能な状態で保存されているもの

次の a 及び b の両方の要件を満たすものをいう。

a 職務上の内部検討に付された時点

作成した文書が一定の権限を有する者を交えた内部検討に付されたことにより、職員の個人的検討の段階を離れ組織的に用いるものとしての実質を備えることとなった時点をいう。

なお、「一定の権限を有する者」とは、知事部局であれば、本庁にあっては課長、出先機関にあっては課長（相当職を含む。）以上の職にある者をいう。

b 組織において利用可能な状態で保存されているもの

文書管理規則等に基づき組織的に管理されているものをいう。

[ 例 ]

(a) 課長以上の職にある者を交えた検討に付した文書（原本）

- (b) 課長以上の職にある者への説明文書（原本）
  - (c) 審議会、懇談会、対外的な説明会等に提出した文書
  - (d) 課以上の組織をまたがる会議に提出した文書
- (イ) 事務の手引き、業務日程表等組織的に利用されるもの
- (4) 電磁的記録の扱い

電磁的記録についても、(1)、(2)及び(3)と同様の考え方とする。

- (ア) 業務用のシステムデータ等

汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、サーバー等により処理されている業務用システムデータ（事務処理のために特別に作成されたプログラムを用いてパソコン等により処理を行っているものを含む。）及びデータベースについては、実施機関が組織的に利用し、管理しているものであるため、組織共用文書となる。

- (イ) フレキシブルディスクカートリッジ、ハードディスク等に記録された文書

パソコン、ワープロで作成された文書等で、フレキシブルディスクカートリッジやハードディスク等に記録されているものについても、(1)、(2)又は(3)の要件に該当する場合は組織共用文書となる。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣 旨】

本条は、この条例の運用に当たっての実施機関の責務を定めたものである。

【解 釈】

1 この条例の運用に当たっては、この条例の目的にのっとり公文書の開示を請求する権利を十分尊重する

実施機関は条例に定める要件を満たした開示請求に係る公文書については、非開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならないという原則公開の観点から、本条例全体を解釈し、運用しなければならないとする趣旨である。

2 個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない

個人に関する情報とは、思想、信条、心身の状況など個人の人格や私生活に関する情報、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報をいい、これらの情報は、公開を原則とするこの条例の下においても最大限保護されるべきであり、正当な理由なしに公にされることがあってはならないことを明らかにしたものである。

【運 用】

個人に関する情報は、一度開示されれば当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、個人に関する情報が記録されている公文書については、第2章に規定する公文書の開示をする場合はもとより、第3章に規定する情報公開の総合的推進を図る場合においても、本条の趣旨を踏まえ、最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。

2 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

#### 【趣 旨】

本条は、利用者の責務を定めたものであり、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならないこと、また、公文書の開示を受けた者は、その情報を条例の目的に従って適正に使用すべきであることを定めたものである。

#### 【解 釈】

##### 1 権利濫用の禁止（第1項）

利用者が、特定の部局の保有するすべての公文書の開示請求をしたり、請求するだけで閲覧に来なかったり、又は写しの交付を請求しながら受け取りに来ないあるいはその費用を支払わないなど、この条例の目的、趣旨を逸脱し、実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させることをもたら目的としている開示請求で、実施機関の事務処理経費の増大や他の業務の停滞などを招くものは、正当な権利の行使とはいえず、権利の濫用となるものである。

また、過去に開示請求により得た情報を不適正に使用して他人の権利利益を侵害した事実が認められる場合であって、当該者から同種の内容の請求がなされ、不適正な使用が繰り返されると明らかに認められる開示請求も同様である。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）はこのような権利の濫用については一般法理を適用することによって対応することができるとしているが、この条例では利用者の責務として明記したものである。

##### 2 適正な使用（第2項）

(1) この条例の目的に即して

この条例の目的に従って使用すべきことを定めたものであり、その目的は条例第1条に規定するところであるが、必ずしも県政の監視や参加に限られるものではなく、実施機関の保有する情報を活用して各人の生活の向上や産業・経済の振興に役立てようとすることも含まれるものである。

(2) 適正に使用しなければならない

公文書の開示を受けた者は、開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないと、いやしくも濫用して他人の権利利益を侵害してはならないという趣旨である。

#### 【運 用】

1 開示請求が明らかに権利の濫用と判断された場合は、当該開示請求を拒否するものとする。

2 実施機関は、公文書の開示によってその情報が不適正に使用され又は使用されるおそれがある場合には、当該使用者にその中止を要請するものとする。

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する公文書の開示を請求することができる。

**【趣 旨】**

本条は、開示請求権の根拠規定であり、開示請求権の内容及び手続については、この条例が定めることを明らかにしたものである。併せて、開示請求権者が誰であるか、また、誰に対して開示請求をするかを定めたものである。

**【解 釈】**

**1 開示請求権**

開示請求権は、開示を請求する理由や利用目的を問われることなく公文書の開示を請求することができる権利である。

**2 何人も**

日本国民のほか、外国人も含まれ、自然人、法人のほか、自治会、商店会、消費者団体等、法人格はないが団体の規約及び代表者が定められているものも含まれる。

3 開示請求権の主体を「何人も」としたのは、県の施策は県という地域に限られるものではなく交流人口の増大や広域的な情報ネットワークを視野に入れたものとなっており、県政に利害関係や関心を有している者に実施機関が保有する情報を入手できる機会を保障し広く門戸を開くことに積極的な意義が認められること、また、住民が県内・県外にとらわれず頻繁に住居を移動する時代にもなっていることから、県民に限定することなく何人にも公文書の開示を請求する権利を認めたものである。

**【運 用】**

**1 代理人による請求**

代理人による請求については、代理関係を明らかにする書類の提出を求めて確認するものとする。

**2 未成年者等からの請求**

未成年者又は成年被後見人であっても開示を受ける公文書の意義、内容等を理解でき、かつ、費用負担の能力があると認められる場合は単独の開示請求を受け付けることとするが、それ以外の場合は親権者等法定代理人による請求でなければ受け付けないものとする。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、公文書の開示を請求する手続を定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

【解 釈】

1 請求手続（第1項）

開示請求は、第1項各号に定める事項を記載した開示請求書を提出してしなければならないとしたものである。

(1) 書面主義

開示請求は、開示決定という行政処分を求める申請行為であり、請求者の権利行使として行われるものであるため、その事実関係を明らかにしておく必要があることから書面によることとしたものである。したがって、ファクシミリ又はインターネットによる請求は書面による請求に準ずるものとして認められるが、電話や口頭による請求は認められない。

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

開示を請求する公文書の名称が記載されるか、これが困難な場合には、その記載内容から実施機関が請求の対象である公文書の名称やその範囲を合理的な努力をすることにより特定できる程度に記載されていることが必要である。

2 補 正（第2項）

この条例に基づく開示請求は静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号。以下「行政手続条例」という。）の申請に該当し、同条例第7条により請求書に形式上の不備があるときは、実施機関は補正を求めるか、申請を拒否することとなる。本条はその点を確認的に規定したものであるが、行政手続条例と異なるのは、補正を求める場合において実施機関は開示請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとしたことである。

(1) 形式上の不備があると認めるとき

請求書の記載事項に漏れがある場合や開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載に不備があり公文書を特定できない場合などをいう。

(2) 相当の期間

開示請求者が補正するのに社会通念上必要とされる期間をいう。

(3) 補正の参考となる情報

検索資料その他開示請求者が公文書を特定するために必要な情報をいう。

## 【運 用】

- 1 開示請求は、開示請求しようとする者が静岡県情報公開条例施行規則（平成13年静岡県規則第13号。以下「施行規則」という。）で定める開示請求書（様式第1号）に必要事項を記載し、原則として本人が実施機関に提出して行うものである。
- 2 日本語による記載  
開示請求者を「何人も」としたことにより、外国人にも開示請求権を付与しているが、法的な権利関係を明らかにする必要があることから、多様な言語に対応しなければならないとするのでは実施機関の負担が過重になるため、開示請求書は日本語で記載しなければならないものとする。
- 3 郵送、ファクシミリ又はインターネットによる請求  
来庁することが困難な者の利便を考慮し、郵送のほかファクシミリ、インターネットによる請求についても実施機関において到達確認の方法を定めることにより事実関係を明らかにして、書面による請求に準ずるものとして認めることとする。
- 4 公文書特定のための事情聴取  
開示請求に際し、直接、請求の理由や利用目的を問うものではないが、求められている公文書を的確に特定するため、請求者の任意の説明により、公文書を特定できる範囲で公文書の周辺の事情を聴取することは適宜行うべきである。
- 5 補正の参考となる情報  
開示請求において、開示請求者が公文書を的確に特定することは困難な場合が多い。実施機関は検索資料を案内したり、開示請求者と連絡を取り合うなどして、公文書を特定するために必要な情報を提供する必要がある。
- 6 公文書を特定しない不適法な開示請求であることを理由として却下する場合  
開示請求の内容があいまいで公文書が特定できず、かつ、補正の命令にも応じない場合には不適法な開示請求として開示請求を却下し、その旨を通知するものとする。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

#### 【趣 旨】

本条は、開示請求があったとき、実施機関は開示請求に係る公文書に本条の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないという実施機関の開示義務を定めたものである。

ここでは、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合の実施機関の義務については特に定めていない。しかし、非開示情報は、開示することの利益と開示することにより損なわれてはならない個人又は法人等の正当な利益や行政事務の適正な遂行等の利益との調整を図るものであること及び第9条において本条の例外として公益上の理由による裁量的開示が規定されていることから、実施機関は、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は開示してはならないこととなるものである。

#### 【解 釈】

##### 1 非開示情報該当性の判断

公文書に記録されている情報が非開示情報に該当するか否かは、本人であるとか利害関係人であるとかといった開示請求者の属性、請求理由、使用目的等にかかわらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によって判断するものである。

##### 2 守秘義務との関係

本条が非開示情報の範囲を定めているのに対し、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条が規定する守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであり、両者はその趣旨及び目的を異にしている。この規定の非開示情報が守秘義務の対象となるか否かは個別の事案ごとに判断されるべきものであるが、条例に基づき適法に開示している限りにおいては守秘義務に違反することにはならないものと考えられる。

##### 3 他法令との関係

地方自治法第100条、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第220条、弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条の2の規定等のように、法令の規定により、実施機関に対して公文書の提出又は閲覧等を要求されることがあるが、これらの要求は開示請求とは異なるため、本条各号に該当するか否かをもって当該要求の諾否の理由とすることはできない。これらの要求の根拠となった法令の趣旨、要求の目的、対象文書の内容等を総合的に判断して諾否を決定すべきものである。

#### 【運 用】

開示請求に係る公文書が開示できるかどうかは、本条各号に定める非開示情報に該当するかどうかで判断するものであるが、その判断は、当該公文書の記載内容、開示の時期等に応じて十分に検討を行った上で個別具体的に行わなければならない。



(法令秘情報)

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

## 【趣 旨】

本号は、法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令及び条例の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

## 【解 釈】

### 1 法令

法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令をいう。

### 2 条例

この条例以外の条例をいい、当該他の条例の規定により委任を受けた規則も含まれる。

この条例と他の条例とは、公文書の開示に関して一般法と特別法の関係となるものであるため、当該他の条例が公にしないと定めた情報は、この条例において開示することができないものである。

### 3 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為

国の機関から法律又はこれに基づく政令を根拠としてなされる指示その他これに類する行為であって、公にしてはならない旨が具体的に示されているもので実施機関が従う義務のあるものをいう。この場合の指示その他これに類する行為とは文書によりなされるもので、公にしてはならない旨が明記されているものをいう。

実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為としては、例えば地方自治法第 245 条の 7 の規定による是正の指示、同法第 245 条の 9 第 1 項の規定により処理するに当たって準拠すべき基準として各大臣が定めたものが該当する。

なお、条文上「その他これに類する行為」としたのは、指示が地方自治法第 245 条第 1 号に規定する指示だけを意味するものではないことを明確にするためである。

### 4 公にすることができないと認められる情報

法令等、基準又は指示の文言、趣旨等から明らかに公にすることができないと認められる情報をいう。

- (1) 目的外使用が禁止されている情報
- (2) 個別法により守秘義務が課されている情報
- (3) 手続の非公開が定められている調停等に関する情報
- (4) 関係人以外は閲覧できないとされている情報
- (5) その他趣旨、目的からみて明らかに公にすることができないと認められる情報

## 【運 用】

地方自治法第 245 条の 9 第 1 項の規定による処理基準の形式は告示等に限られていないので、通知として示される場合もあり得る。

また、実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示について、地方自治法第 249 条は、是正の要求、指示その他これらに類する行為については、書面によることを求めているので、権限のある者から書面で公にしてはならないこととされている場合には、書面の内容を具体的に検討して慎重に判断を行うものとする。

(個人情報)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方三公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。）である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

【趣 旨】

本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

プライバシーの具体的内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないため、本号では、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが個人の権利利益を害するおそれのある情報は、個人に関する情報として原則非開示とすることとした。その一方、個人の権利利益を侵害せず非開示にする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優先するため開示すべきものをただし書により例外的に非開示情報から除くこととした。

【解 釈】

1 個人識別型の規定

(1) 個人に関する情報

思想、信条、心身の状況、所得、財産など個人の人格や私生活に関する情報、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報をいう。なお、死者に関する情報についてもこの規定の対象とする。

(2) 事業を営む個人の当該事業に関する情報

本条第3号（事業活動情報）に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であり、第3号で判断することとしたため、本号の個人情報の範囲から除外した。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人情報もあり、それらは本号により開示するかどうか判断されることになる。

(3) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載さ

れ、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができる

氏名、住所、生年月日その他の記述により、特定の個人であると明らかに識別することができる場合又は識別される可能性がある場合をいう。

なお、「音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」が含まれるため、モールス信号のように音で表示されたり、手話のように動作で表示される場合や、映像、指紋、筆跡等により特定の個人を識別できる場合も、「その他の記述等」に含まれる。

また、静岡県個人情報保護条例第2条第2項第2号に規定のある「個人識別符号（旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、個人番号、国民健康保険等の被保険者証の番号等）」も、その情報単体又は他の情報と照合することにより個人を識別することができるため、「その他の記述等」に含まれる。

(4) 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの

その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

(5) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未発表の研究論文等で、個人識別性のある部分を除いたとしても公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

## 2 ただし書の規定

(1) ただし書ア

法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態にある情報をいう。ただし、利害関係人等に限って入手できる情報や請求の目的等によって閲覧が制限されている情報は含まれない。

また、公にすることが予定されている情報とは、開示請求の時点においては公にされていないが将来公にすることが予定されている情報をいう。また、公にする時期について具体的な計画がない場合であっても、その情報の性質から通例として公表されるものについても同様である。

(2) ただし書イ

個人に関する情報は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については開示することを定めたものである。公にすることが必要であるか否かは、開示することにより保護される利益と非開示にすることにより当該個人情報として保護される利益との比較衡量によって判断されることになる。

(3) ただし書ウ

公務員等の職務遂行に係る情報は、半面、当該公務員等の個人情報でもあるが、職務に関する説明責任を全うし公正で透明な県政を推進する観点から、公務員等の職務遂行に係る情報のうち公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非開示とする個人情報から除外するものである。ただし、次のク、ケの理由から、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合や当該公務員等が警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分はただし書ウを適用しないこととする。

ア 国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員

一般職の公務員のみならず特別職の公務員も含まれる。

イ 独立行政法人等の役員及び職員

独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する法人の役員及び職員をいう。

ウ 地方公務員法第2条に規定する地方公務員

地方公共団体のすべての公務員をいう。一般職の公務員のみならず特別職の公務員も含まれ、地方議会の議員、附属機関である審議会の構成員の職で臨時又は非常勤の者及び臨時的任用の職員も含まれる。

エ 地方独立行政法人の役員及び職員

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

オ 地方三公社の役員及び職員

静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社及び静岡県土地開発公社の役員及び職員をいう。

カ 職とは、当該公務員等の属する組織の名称と職名（役職名、補職名）を含む。

キ 公務員等の職務遂行に係る情報

公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所、電話番号、学歴、家族状況、健康状態等明らかに当該公務員等個人に関する情報や勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員の身分取扱いに係る情報は、公務員等の職務遂行に係る情報には当たらない。

ク 公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合

公務員等の氏名は職務の遂行者としての情報であるとともに、当該公務員等の私生活における個人識別のための情報でもあることから、氏名を公にすることによって、当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員等として受忍すべき限度を超えて脅かされるおそれがある場合など、当該公務員等個人の権利利益を不当に害することがあり得る。このような場合には当該公務員等の氏名に係る情報は開示しないとするものである。この場合、「不当」であるかどうかは当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等に照らして判断することとなる。

なお、職に関する情報はその職務遂行に係る情報と不可分の要素であることから、特定の公務員等を識別できる場合であっても開示の対象となる。

ケ 警察職員

警察職員は、反社会的集団等を相手とし、日常的に身の危険にさらされているという職務の特殊性から氏名を公にすることにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高い（本人や家族への嫌がらせ行為などにより私生活に影響を及ぼすおそれなど）ため、ただし書ウにより、一律に氏名を開示することはしないこととするものである。

したがって、警察職員の氏名に係る部分についてはただし書ウではなく、ただし書ア又はイに該当するか否かで開示・非開示を判断することになる。

【運用】

1 ただし書イ

開示することにより保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）と非開示にすることにより当該個人情報として保護されるべき利益との比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益と非開示により保護される利益の双方につき、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。

なお、開示する旨の決定をする場合には、条例第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定により、当該第三者の権利利益を保護するための適正な手続を経なければならない。

## 2 ただし書ウ

(1) 条例第 7 条第 2 号ただし書ウが適用されることになる公文書は、条例が公布された日（平成 12 年 10 月 27 日）以後に実施機関の職員が職務上、作成又は取得した公文書である。（条例附則第 3 項）したがって、公布日前に作成又は取得された公文書については、条例第 7 条第 2 号ただし書ア又はただし書イに該当するかどうかで開示・非開示の判断をするものとする。

(2) 職務遂行に係る情報であっても、それが他の非開示情報に該当する場合には非開示となる。

## 3 本人情報の取扱い

条例第 7 条の解釈 1 で述べているとおり、開示・非開示の判断は開示請求者の属性によってなされるものではないことから、開示請求者が自己に関する情報について開示請求をした場合であっても第三者が開示請求した場合と同様に取り扱う。

(事業活動情報)

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

**【趣 旨】**

自由経済社会においては、法人その他の団体又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要がある。

本号は、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書は、公益性確保の観点から公にすることが必要であると認められる場合を除き、非開示とすることを定めたものである。

また、実施機関の要請を受けて、法人等又は事業を営む個人が公にしないと条件で任意に提供した情報が記録されている公文書は、合理的な範囲で非開示とすることを定めたものである。

**【解 釈】**

**1 法人その他の団体**

営利を目的とする株式会社、有限会社等の営利法人に限られず、民法法人、学校法人、宗教法人、特定非営利法人等も含まれる。また、権利能力なき社団も含まれる。

**2 事業を営む個人**

地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業又は林業を営む個人をいう。

**3 当該事業に関する情報**

営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得など）は本規定に該当せず、第2号の個人情報で判断する。

**4 ただし書**

法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益は保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については開示することを定めたものである。公にすることが必要であるか否かは、開示することにより保護される利益と非開示にすることにより当該事業活動情報として保護される利益の比較衡量によって判断されることになる。

法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示が、その危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために、開示することによって法人等又は事業を営む個人の被る不利益を考慮してもなお必要である場合がこれに相当する。

## 5 法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

- (1) 「法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益」には、財産権的な権利にとどまらず、信教の自由、学問の自由等の非財産的権利も含まれる。
- (2) 公にすることにより、(1)の権利利益を侵害するおそれがあるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものとする。

### ア 権利利益を害するおそれがあると認められるもの

- (ア) 宗教法人、学校法人等の活動状況のうち信教の自由、学問の自由を害するおそれがあると認められるもの
- (イ) 生産技術、販売、営業等に関する情報で、他者に知られることが法人等又は事業を営む個人の競争上の地位を害すると認められるもの
- (ウ) 経営方針、経理、人事、労務管理に関する情報その他通常法人等又は事業を営む個人の内部管理に属すべき情報であって、当該法人等又は個人の意思にかかわらず公にすることにより当該法人等又は個人の自治に対する不当な干渉となるもの

### イ 権利利益を害するおそれがあるとは認められないもの

- (ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報
- (イ) 法人等又は事業を営む個人が自ら公表している情報
- (ウ) 市場の流通に置かれた商品の客観的な品質、性状等何人でも相当の負担をすることによって調査可能な情報

## 6 非公開特約付きの任意提供情報

実施機関は法令等の根拠によらず、任意の協力により、事業を営む個人、法人等から情報を入手する場合があります、これらの情報が公開しないことを条件に提供されたものである場合、情報提供者の非公開の取扱いに対する期待と信頼は保護に値するものである。

このことから、非公開特約付きの任意提供情報の規定を設けたものである。

- (1) 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたもの

実施機関が法人等又は事業を営む個人に情報の提供を要請し、当該法人等又は個人が公にしないと条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。実施機関において、当該情報の提出を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提出させた場合や法人等又は事業を営む個人が自己に有利な政策形成を求めて、その根拠資料を実施機関に自発的に提出した場合は、本号には該当しない。

- (2) 法人等又は個人における通例として

客観的にみて、当該法人等又は個人が属する業界、業種において、公にしないと慣行が存在するかどうかを判断することとなる。

- (3) 当時の状況等

当該条件が付された時点における諸事情を基本に判断することを意味すると同時に、他方において、その後の事情変更（例えば、その後に提供者自ら公にした場合や公にすることについて提供者の承諾が得られた場合など）を勘案する余地も残す趣旨である。

## 【運用】

### 1 ただし書

開示することにより保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）と非開示にすることによ

り当該事業活動情報として保護される利益との比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益と非開示により保護される利益の双方につき、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。

なお、開示する旨の決定をする場合には、条例第15条第2項及び第3項の規定により、当該第三者の権利利益を保護するための適正な手続を経なければならない。

- 2 条例第7条の解釈1で述べているとおり、開示・非開示の判断は開示請求者の属性によってなされるものではないことから、開示請求者（この場合、法人等又は事業を営む個人）が自己に関する情報について開示請求をした場合であっても、第三者が開示請求した場合と同様に取り扱う。
- 3 実施機関は、行政指導により情報を提出させる場合が多く、非公開を暗黙の前提として情報を得ることがあった。しかし、今後、任意の情報提供を要請するに当たっては、相手方に本号の趣旨を説明し、公にしないことを情報提供の条件とする場合にはそのことを明らかにしておく必要がある。

なお、実施機関は、事務又は事業の執行に不可欠な情報の収集については、根拠規定を定め、それにより情報の収集を行うよう努めるべきである。



(犯罪の予防、捜査等情報)

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

### 【趣 旨】

本号は、公共安全と秩序を維持するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

### 【解 釈】

#### 1 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持

犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行は、公共安全と秩序の維持の代表例であり、刑事法の執行を中心としたものに限定するものである。

したがって、テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報はこの規定の対象であるが、風俗営業等の許認可、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備、交通規制等のいわゆる行政警察に関する情報は、この規定の対象ではなく、第6号の「事務又は事業に関する情報」により、開示・非開示を判断することになる。

##### (1) 犯罪の予防

刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為又は犯罪の発生を未然に防止することをいう。

##### (2) 鎮圧

犯罪がまさに発生しようとするときその発生を阻止し、又は犯罪が発生した後においてその拡大を防止し、終息させることをいう。

##### (3) 捜査

捜査機関が公訴の提起及び遂行のため、証拠を発見し、収集し、保全し、また、被疑者を発見し、掌握し、必要があればその身柄を拘束して保全する活動をいう。

##### (4) 公訴の維持

証拠により有罪を立証する活動を行うことをいう。

##### (5) 刑の執行

死刑、懲役、禁固、罰金、拘留、科料又は没収を執行することをいう。

#### 2 支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(1) 犯罪の予防、捜査等情報は、その性質上、開示されれば公共安全や秩序の維持に取り返しのつかない重大な支障を及ぼすおそれがあり最悪の事態を想定した慎重な取扱いが求められることや開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度の専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。このことから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうか専門的・技術的判断をすることができる実施機関が支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報は非開示とするものである。

(2) 「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」と規定したのは、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断するのが適当であるとの考え方を表わしている。ただし、条例第24条第1項の規定により、情報公開審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、本号に該当する情報が記録され

た公文書の提示を求めることができる。

#### 【運 用】

犯罪の予防、捜査等情報は次のようなものをいうが、捜査機関が作成又は取得したものに限らず、開示請求を受けた実施機関自らが作成し、又は捜査機関等から取得したもの、たとえば、火薬庫台帳、毒物・劇物台帳、麻薬・覚せい剤、大麻の取扱業者名簿なども該当する場合がある。

- (1) 犯罪捜査等の事実又は内容に関する情報
- (2) 犯罪捜査の手法、技術、体制等に関する情報
- (3) 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報
- (4) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制等に関する情報
- (5) 被疑者、被告人の留置、勾留に関する情報

(審議、検討又は協議に関する情報)

(5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

## 【趣 旨】

本号は、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれることのないようにする観点から定めたものである。県の機関等における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、その間の県の機関等の内部情報の中には、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるものがあることから、これらの情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

- (1) 外部からの圧力、干渉等により県の機関等の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- (2) 未成熟な情報であって、公にされることにより県民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- (3) 公にされることにより特定の者に不当に利益を与え又は不当に不利益を及ぼすおそれがあるもの

## 【解 釈】

### 1 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び地方三公社

県の機関とは、県のすべての機関をいい、執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）、議会及びそれらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関も含むものである。

国の機関及び他の地方公共団体の機関とは、国及び他の都道府県、市町等の地方公共団体（地方自治法第1条の3第1項）のすべての機関をいい、大臣、知事、市町長のほか、それらの補助機関（職員）等を含むものである。

独立行政法人等とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

地方独立行政法人とは、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

地方三公社とは、静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社及び静岡県土地開発公社をいう。

### 2 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間

- (1) 県の機関の内部
- (2) 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社の内部
- (3) 県の機関の相互間
- (4) 県の機関と国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社の相互間
- (5) 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社の相互間

### 3 審議、検討又は協議に関する情報

県の機関等の内部又は相互間における意見調整、打合せ、相談など、審議、検討又は協議という名称が用いられていないものも含まれる。また、情報には当該審議、検討又は協議に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。

#### 4 「不当に」

審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない程度のものである場合をいう。

#### 【運用】

静岡県公文書の開示に関する条例（平成元年静岡県条例第15号）第9条第5号で規定する「合議制機関等」の会議に係る情報について、本号により開示又は非開示の判断をする場合は、当該合議制機関等の性質や審議事項の内容に照らし、個別具体的に率直な意見の交換等が不当に損われるおそれがあるかどうかで判断することになる。

なお、条例附則第11項及び第12項は、合議制機関等の会議に係る情報で条例公布日前に開催された会議に係るものについての特例措置を設けている。

(事務又は事業に関する情報)

(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

### 【趣 旨】

本号は、公にすることにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

アからオまでは、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業の内容及び性質に着目した上でグループ分けし、各グループごとに公にすることにより生ずる典型的な支障を示したものであるが、公にすることによる支障はこれらに限定されるものではなく、公にすると、それぞれに記述した支障以外の支障がある場合であっても、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの要件に該当する場合は非開示とされる。

### 【解 釈】

#### 1 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業

県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業をいう。

#### 2 事務又は事業に関する情報

事務又は事業に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報だけでなく、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。

#### 3 当該事務又は事業の性質上

当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要がある場合にのみ非開示とすることができることとする趣旨である。また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

#### 4 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

「適正」とは公にすることによる支障だけでなく、公にすることによる利益も考慮して判断しようとする趣旨である。したがって、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

#### 5 監査、検査、取締り、徴税又は試験

指導監査、立入検査、各種取締り、税務調査、試験の実施等のほか、各種の監視・巡視等の事務が含ま

れる。

## 6 契約、交渉、渉外又は争訟

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が当事者となるものに限定される。

「交渉」とは、用地買収、損害賠償、損失補償等の事務における相手方との話し合い、折衝、相談等をいう。「渉外」とは、外国、国、独立行政法人等、地方公共団体、民間団体等と行う接遇、式典、交際等の対外的事務をいう。「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法に基づく不服申立て等をいう。

## 7 調査研究

調査研究とは、大学、試験場、工業技術センター等の試験研究機関において行われる調査、研究、試験等をいう。

なお、一般の実施機関の行う調査研究に関する情報については、第5号の「審議、検討又は協議に関する情報」で判断することになる。また、取締りのための調査はア、契約のための調査はイに該当する。

## 8 人事管理

職員の採用、退職、異動、懲戒、分限等をいう。

## 9 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業

地方公営企業法等の適用される事業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業をいう。地方公営企業の場合は事業活動情報と基本的には共通するものの、地方公共団体が経営していることに照らして説明責任の観点を重視した判断が必要になるため、別に規定したものである。

(会派又は議員個人の活動に関する情報)

(7) 議会における会派又は議員個人の活動に関する情報であって、公にすることにより、これらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

#### 【趣 旨】

本号は、公にすることにより、会派活動又は議員個人の活動に著しい支障を及ぼすおそれのある情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

#### 【解 釈】

##### 1 議会における会派の活動に関する情報

(1) 「議会における会派」とは、各議員の政治目的を達成するために共同の調査活動を行うグループ(所属議員数2人以上で構成される。)として議長に届出された集団をいう。

(2) 「会派の活動に関する情報」とは、会派が行う調査研究等の活動に関する情報又は会派の代表者等で構成する各会派代表者会議等会派間の協議、調整等に関する情報その他の会派が組織的に行う活動に関する情報をいう。

##### 2 議員個人の活動に関する情報

議会の公務、会派の活動を除く議員個人として行うすべての政治活動に関する情報をいう。例えば、議員個人として行う住民や各種団体からの相談や要望の受付、各種団体や個人との懇談会の開催、式典・講演会・懇談会・研修会等への参加、先進事例の調査等のための旅行、議会事務局等を通じた調査依頼に関する情報等が該当する。

なお、議会の公務とは、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会等への出席、議会が行う視察への参加、議長又は副議長等が行う議長の職務の遂行等をいう。

##### 3 公にすることにより、これらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

会派又は議員個人の活動に関する情報を公にすることにより会派又は議員個人の活動に著しい支障が生ずるかどうかは、開示することによって得られる利益と会派又は議員個人の活動への具体的支障等を比較衡量した上で判断されることになる。著しい支障を及ぼすおそれがある情報としては、次のようなものがある。

(1) 会派又は議員個人が行う調査研究等の活動に関する情報であって、公にすることにより、会派の活動又は議員個人の政治活動の自由を制約するおそれがあるもの

(2) 会派間の協議、調整等に関する情報であって、公にすることにより、適正な協議、調整が阻害されるおそれがあるもの

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

## 【趣 旨】

本条は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務及びその要件を定めるとともに、開示請求に係る公文書に前条第2号に規定する個人に関する情報が記録されている場合で、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して取り扱うことができるときには、個人識別性のある部分を除いて開示する義務があること及びその要件を定めたものである。

## 【解 釈】

### 1 部分開示

(1) 次の場合は、公文書の全部を非開示とするのではなく、部分開示を行わなければならない。

開示請求された公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき

(2) 容易に区分して除くことができるとき

非開示情報に係る部分とそれ以外の部分を分離することが、公文書を損傷することなく、多くの費用と時間をかけずに、また、物理的、技術的な困難さを伴わずにできる場合をいう。

なお、電磁的記録を開示する場合には、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分の区分自体は容易であっても分離が技術的に困難な場合があり得るので、その場合については部分開示の義務はなく、開示しない旨の決定を行うことになる。

(3) 有意の情報が記録されていないと認められるとき

非開示情報が記録されている部分を除いた部分が無意味な文字又は数字の羅列となる場合等を行い、開示しない旨の決定を行うことになる。その場合には非開示情報を除くと、有意の情報が含まれなくなることを開示請求者に対して具体的に説明する必要がある。

### 2 個人情報の部分開示の扱い

個人に関する情報であっても特定の個人を識別することができない状態であれば、これを開示してもプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるものが少なくない。そこで、氏名その他個人識別性のある部分を除くことにより、開示しても個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる部分の情報は、条例第7条第2号で規定する個人に関する情報には含まれないものとみなして開示するものである。

なお、カルテ、反省文のように、個人の人格と密接に係る情報は、当該個人がその流通をコントロールすることができるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではなく、個人識別性がない場合であっても開示してはならない。このように個人に関する情報の中には特定の



個人が識別されない状態であっても、それを開示することにより個人の権利利益を害する場合がありますので、慎重な取扱いが必要である。

## 【運用】

公文書を部分開示する方法

### (1) 文書又は図画（文書及び図画を撮影したマイクロフィルムを含む。）

#### ア 閲覧

##### (ア) 非開示部分がページ単位に記録されている場合

- a 非開示部分のみを取り外すことが可能なものは、非開示部分を取り外す。
- b 袋とじを行ったもの、契約書のように割印を押したもの又は用紙の表・裏に記録されているものなど非開示部分のみを取り外すことができないものは、非開示部分を閉鎖する。

##### (イ) 開示部分と非開示部分とが同一ページに記録されている場合

非開示部分を覆って判読できないようにする。

##### (ウ) 原本によらず写しにより閲覧に供する場合

前記(イ)によるか、非開示部分を塗りつぶし判読できないようにする。

#### イ 写しの交付

前記アで得られたものを乾式複写機により複写し、交付する。

### (2) スライド、映画フィルム

#### ア 視聴

それぞれ映写機等の通常の用法により行う。ただし、視聴に供することができる部分から非開示情報に係る部分を容易に区分して分離することができる場合に限る。

#### イ 写しの交付

前記アで得られたものを複写し、交付する。

### (3) 電磁的記録

#### ア 閲覧（用紙に出力したもの）

用紙に出力したものを提示することにより行う。その一部を閲覧に供する方法は前記(1)のAによるものとする。

#### イ 閲覧又は視聴（用紙に出力したもの以外のもの）

再生用の専用機器の通常の用法により行う。ただし、閲覧又視聴に供することができる部分から非開示情報に係る部分を容易に区分して分離することができる場合に限る。

#### ウ 写しの交付

(ア) 前記Aで得られたものを乾式複写機により複写し、交付する。

(イ) 前記イで得られたものを電磁的記録媒体に複写し、交付する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に規定する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

#### 【趣 旨】

本条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されていても、実施機関が公益上特に必要があると認めるときは、その裁量により開示できることを定めたものである。

非開示情報は、人の生命、健康等を保護するために開示することが必要なものを除くなどの比較衡量を行った上で、なお非開示とすることの必要性が認められる情報であることから、実施機関がみだりにこれを開示することは許されない。しかし、実施機関が当該情報を非開示とすることにより保護される利益を前提としてもなお、個別具体的な場合においては開示することに優越的な公益が認められる場合があり得るところであり、このような場合には実施機関の高度の行政的判断により開示することができるとしたものである。

#### 【解 釈】

##### 1 公益上特に必要があると認めるとき

条例第7条第2号ただし書イの規定、同条第3号ただし書の規定による人の生命、健康、生活などの保護のため必要な場合の開示義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性のある場合をいう。

##### 2 法令秘情報の除外

条例第7条第1号に規定する法令秘情報については、法令等によって開示が禁止されている情報であり、開示の余地のないものであることから裁量的開示の対象から除外する。

#### 【運 用】

1 条例第3条では実施機関の責務として「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定していることから、非開示情報の中でも個人情報について本条を適用する場合は、この規定の趣旨を十分に踏まえ、個人に関する情報を安易に開示することのないよう慎重に取り扱うものとする。

2 本条に該当するとして開示しようとする公文書に第三者に関する情報が記録されている場合は、条例第15条第2項及び第3項で規定する手続を経なければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

#### 【趣 旨】

開示請求に対する決定は、当該開示請求に係る公文書を特定した上で、①不存在を理由とする非開示、②非開示情報該当性の判断に基づく開示、部分開示又は非開示、③非開示情報についての公益上の裁量的開示とすることが原則である。しかし、例外的に、開示請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることによって、非開示情報として保護すべき利益が害されることになる場合がある。

本条は、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について定めたものである。

#### 【解 釈】

開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるとき

開示請求に対し、当該公文書は存在するが非開示とする又は当該公文書は存在しないと回答するだけで本来非開示情報として保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。

また、存否を明らかにできない情報は、必ずしも個人に関する情報の場合に限定されないことから、本条は非開示情報の範囲を限定していない。

#### 【運 用】

- 1 文書が存在しなければ不存在とし、文書が存在すれば存否応答拒否としたのでは、存否応答拒否をすれば文書が存在することを開示請求者に推測させてしまうことになるので、実際に文書が存在するか否かを問わず、常に存否応答拒否をするものとする。
- 2 実施機関の職員は、この規定を適用する可能性があるような開示請求の相談を受けた場合は、本条の趣旨にかんがみ、その場で公文書の存否を明らかにしないよう留意するなど慎重な対応をする必要がある。
- 3 本条の具体例としては、特定の個人の病歴や生活保護の申請に関する情報（条例第7条第2号）、先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（同第3号）、犯罪の内偵捜査に関する情報（同第4号）、買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定物資に関する政策決定の検討状況に関する情報（同第5号）、特定分野に限定した試験問題の出題予定に関する情報（同第6号）などが考えられるが、本条は開示請求に対する応答の例外規定であることから、実施機関は、その適用に当たっては慎重に判断するようしなければならない。また、適用する際には、当該開示請求に係る公文書が仮に存在するとした場合、どの非開示条項に該当し、当該公文書の存在又は不存在を明らかにすることがどうして非開示情報を明らかにすることになるのかを示さなければならない。

(開示請求に対する措置)

第 11 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示を実施する日時その他開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があった場合において、直ちに開示請求に係る公文書の全部を開示するときは、口頭で行うことができる。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにするとともに、存否応答拒否をする場合及び文書の不存在を理由として請求拒否をする場合についても処分として位置づけることを定めたものである。

【解 釈】

1 開示請求に対する措置の形態

実施機関は、開示請求に対し第 1 項又は第 2 項に規定する決定のいずれかをしなければならない。

(1) 公文書の全部又は一部を開示する旨の決定（第 1 項）

ア 全部を開示する決定 … 開示決定

イ 一部を開示する決定 … 部分開示決定

(2) 公文書の全部を開示しない旨の決定（第 2 項）

公文書の全部を開示しない決定（存否応答拒否、文書不存在の決定を含む。）… 非開示決定

2 口頭の告知による簡易開示（第 1 項ただし書）

開示の決定については、書面により、開示の内容、開示を実施する日時、場所等を通知することによりなされなければならない。しかし、開示請求があった際、直ちに公文書の全部を開示する旨の決定をし、かつ、その場で開示請求者に対し公文書を開示することができるような場合には、あえて書面により通知する必要性が認められないことから、例外として、このような場合には口頭で開示決定することができることとし、迅速な開示を図るものである。

3 開示請求に係る公文書を保有していないとき

文書が不存在である場合を意味し、請求された文書そのものが存在しない場合又は条例で定義されている公文書に該当しない場合がある。

【運 用】

1 開示の日時及び場所の指定

公文書を開示する場合は、実施する日時及び場所を指定し、公文書開示決定通知書（施行規則様式第 2 号）又は公文書部分開示決定通知書（施行規則様式第 3 号）により通知する。

2 口頭の告知による簡易開示

次の要件に合致する場合は、口頭の告知による簡易開示に努めるものとする。

ア 開示請求に係る公文書の全部を開示することができるものであること。

イ 直ちに開示決定についての課長等決裁権者の決裁が得られること。

ウ 開示請求日当日にその全部を閲覧させることができること。

エ 写しの交付についても当日交付を原則とするが、当日に交付できない場合は、実施機関が定める日とすること。

### 3 文書不存在の場合

#### (1) 請求された文書そのものが存在しない場合

作成又は取得されていない文書、保存期限が過ぎて廃棄された文書等を開示請求された場合が考えられる。

#### (2) 条例で定義される公文書に該当しない場合

条例第2条第2項に定める組織共用文書に該当しない文書、開示請求を受けた実施機関が保有していない文書等を開示請求された場合が考えられる。

#### (3) 開示請求に係る公文書が存在しないことが明らかになった場合は不存在決定を行い、公文書非開示決定通知書（施行規則様式第4号）により開示請求者に通知する。この場合には、不存在の理由を明記しなければならない。

(理由の記載等)

第12条 実施機関は、前条各項の決定（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由を同条各項の書面に記載しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該決定の日から起算して1年以内に当該公文書の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を通知するものとする。

#### 【趣 旨】

本条は、行政手続条例を踏まえ、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは理由の提示が必要であること、また、その場合は開示しない根拠規定及び適用する理由を記載しなければならないことを定めたものである。

また、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内に非開示情報に該当する事由が消滅し、開示請求に係る公文書を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者へ通知することを定めたものである。

#### 【運 用】

理由の記載は、開示請求を拒否する決定を適法にするための要件であり、理由を記載していない場合又は記載された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。したがって、開示請求を拒否する処分を行う場合には本条の趣旨に即し、非開示又は拒否する理由を明確に記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第13条 第11条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

#### 【趣 旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の応答の期限について定めるとともに、開示請求に係る公文書が著しく大量な場合における開示決定等の期限の特例を定めたものである。

#### 【解 釈】

##### 1 開示請求のあった日

開示請求のあった日とは、開示請求書が実施機関に到達し、了知可能な状態に置かれた日をいう。

##### 2 決定期間の延長

請求者の立場からすれば、請求した公文書の早期の開示が望まれ、決定期間が延長される場合であっても、請求時点において最大延長できる期間が明示されていることが好ましいことから、延長期間を明記したものである。

延長する期間は30日以内であり、延長する場合であっても実施機関は開示請求のあった日から起算して45日以内に開示決定等を行しなければならない。

##### 3 期間満了の時期

期間の末日の終了した時点であるが、期間の末日が休日(静岡県の休日を定める条例(平成元年静岡県条例第8号)第1条に規定する県の休日をいう。)に当たるときは、その翌日の終了した時点をもって期間の満了日とする。

##### 4 事務処理上の困難その他正当な理由

実施機関が誠実に努力しても、15日以内に開示・非開示の決定をすることができないと認められる事情をいい、次のような場合をいう。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書であって、当該第三者の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合

(2) 複数の部局に関連する事務に関する情報が記録されている公文書であって、当該関連部局の意見を徴するのに相当の日数を必要とする場合

(3) 開示請求に係る公文書の情報量が膨大又は内容が複雑であるため、開示可否の決定をするのに相当の日数を必要とする場合

(4) 年末年始又は祝日が重なり執務ができない場合

- (5) 天災等の発生、緊急を要する業務の処理、一時的な業務量の増大、その他正当な理由により速やかな事務処理が困難である場合

## 5 大量請求の場合の特例

- (1) 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合

1件の開示請求に係る公文書が大量であること又は同時期に多数の開示請求が集中したことにより、45日以内に処理することができない場合又は45日以内に処理することにより他の処理すべき事務の遂行が著しく停滞する場合をいう。

- (2) 相当の部分

実施機関が45日以内に努力して処理することができる部分であって、開示決定等を分割して行うことを認める条例の趣旨に照らして、ある程度まとまりのある部分をいう。

- (3) 相当の期間

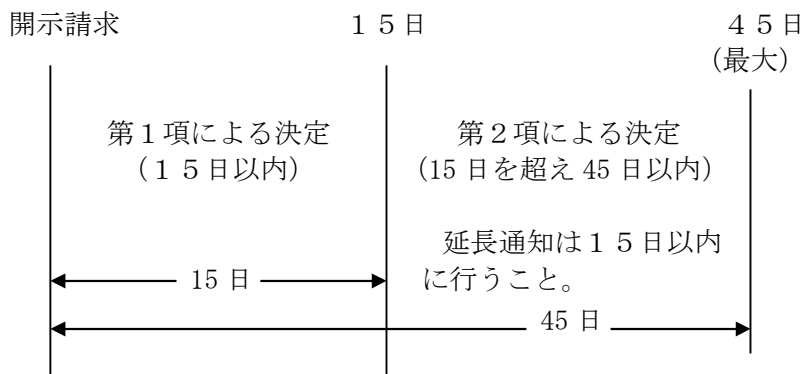
実施機関の事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、残りの公文書について開示決定等を行うことができる期間をいう。

- (4) 開示請求者への通知

開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。

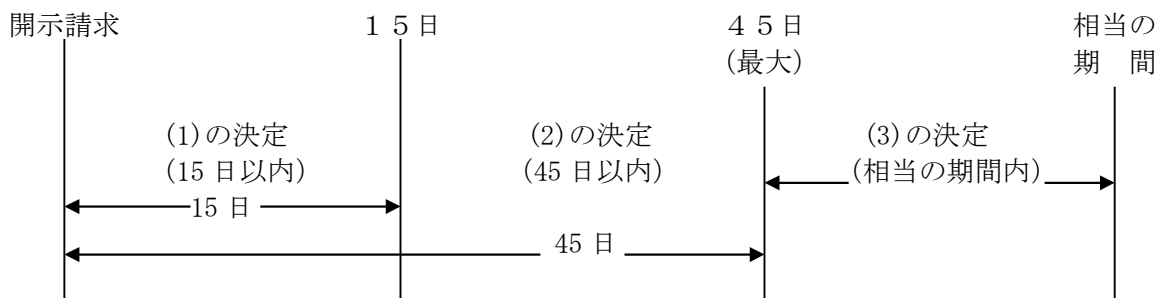
## 【運用】

### 1 請求から開示決定等までの日数（第1項、第2項）



### 2 大量請求の場合の特例（第3項）

- (1) 15日以内に第3項を適用することを決定し、開示請求者に通知する。
- (2) 開示請求に係る公文書の相当の部分について45日以内に開示決定等を行う。
- (3) 相当の期間内に残りの公文書の開示決定等を行う。





### (事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

### 【趣 旨】

開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときや開示請求に係る公文書に他の実施機関の事務に密接に関連する情報が記録されているときなど開示・非開示の判断を他の実施機関に委ねた方が迅速かつ適切な処理ができる場合がある。本条は、このように他の実施機関で開示決定等を行うことにより正当な理由があるときには、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることを定めたものである。

### 【解 釈】

#### 1 他の実施機関と協議の上

事案の移送は実施機関相互の協議が整った場合に行うという趣旨であり、協議が整わない場合、移送はできないこととなる。

#### 2 移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす

事案の移送によって、開示請求者が不利益を被ることのないようにするため、移送をした実施機関が移送前に行った行為は、移送を受けた実施機関が行ったものとみなされる。したがって、開示決定等の期限は移送を行った実施機関に開示請求があった日から起算することとなる。

#### 3 移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない

開示の実施は、移送を受けて開示決定等を行った実施機関が行うことになるが、移送によって当該開示請求に係る公文書そのものを当然に移送先に移すものではない。したがって、事案が移送されても当該公文書は移送をした実施機関のもとに存在している場合が多く、開示請求者に閲覧させるためには、移送した実施機関の協力が必要となる。このため、移送をした実施機関の協力義務を明らかにしたものである。

### 【運 用】

1 事案移送手続は実施機関相互の移送手続であって、実施機関内における担当課等の変更ではないので、担当課等の変更を移送手続で行うことはできない。

また、移送は県の機関相互の都合で行うものであることから、決定期間は開示請求書が提出された日から起算され、事案の移送を行うときはすみやかに事務処理を行う必要がある。

2 移送した実施機関は、事案の移送をした場合でも、移送先実施機関との連絡調整を密にし、開示に必要な協力を行わなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第15条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、地方三公社及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、地方三公社及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、当該第三者に対し意見書を提出する機会を付与するとともに、反対の意思を表示した意見書が提出された場合には、開示決定の際に争訟の機会を確保することを定めたものである。

【解 釈】

1 任意的な意見照会（第1項）

第1項は第三者に対する任意的な意見照会について定めている。本項は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に意見書の提出を求め、その結果を開示・非開示の決定をする際の参考とすることによって、開示・非開示の判断の適正を期することを目的とするものであり、実施機関に第三者に対して意見書提出の機会を付与することを義務づけるものではない。

2 義務的な意見照会（第2項）

第2項は第三者に対する義務的な意見照会について定めている。本項は、第三者に関する情報を公益上の理由により開示する場合においては、第三者に不利益を与える場合であっても開示することの公益と比較衡量して開示するか否かを判断することとなるので、適正手続の観点から事前に当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならないことを実施機関に義務づけるものである。

3 前記1及び2の意見照会は、意見を聴いた第三者に対して、開示可否の決定についての同意権を与えるものではない。

4 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社には本条は適用されないが、事前の意見聴取の必要性自体を否定しているわけではないので、必要に応じて適宜の方法により対応するものとする。

5 第三者は情報提供者に限られず、情報提供者が提出した文書に情報提供者以外の者に関する情報が含まれているときには、その者にもこの規定が適用される。

6 争訟の機会の確保（第3項）

- (1) 第3項は、第1項又は第2項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合において、当該第三者が開示決定の取消しを求める争訟を提起し、開示の執行停止の申立てを行う機会を確保できるようにするため、実施機関は、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置き、開示決定後直ちに、当該第三者に対し開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないことを定めたものである。
- (2) 少なくとも2週間としたのは、事前に第三者の意見を聴いていることや開示請求者の迅速な開示への期待を斟酌しつつも、第三者の争訟の機会の確保のため最低限必要な期間として定めたものである。

## 7 著作権との関係

著作権法では、著作物の扱いについて著作者のコントロール権を認めているため、実施機関が保有する第三者の未公表著作物を著作者本人の許諾を得ずに開示することは著作権法第18条で定める公表権の規定により禁止され、著作物の写しを本人の承諾を得ずに交付することは同法第21条の複製権の規定により禁止されている。

したがって、開示請求に係る公文書が第三者の著作物である場合は、著作権法上の公表権、複製権等との調整が必要となることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号。以下「整備法」という。）により、著作者が情報公開法に基づく開示に同意しない旨を表明していない場合には開示に同意したものとみなすこと、公益上の理由により開示する場合には公表権を害することにはならないこと、開示に必要な限度で複製等を行う場合には複製権等を害することにはならないことなどの調整措置が講じられた。また、情報公開法に基づいて著作物を開示する場合においても、情報公開法と同様な規定に従って開示する限り、情報公開法における取扱いと同様とする調整措置が講じられた。

著作権との関係は、次のとおりである。

### (1) 公表権との調整（著作権法第18条第3項及び第4項）

#### ア 開示の同意（著作権法第18条第3項）

著作者が「未公表の著作物」を行政機関に対し別段の意思表示をせずに提供した場合には、情報公開法又は情報公開条例に基づく開示に同意したものとみなすこと。ただし、経過措置として情報公開法施行（平成13年4月1日）前に提供された未公表著作物については、適用されない。（整備法附則第2条）

#### イ 公表権の適用除外（著作権法第18条第4項）

次の場合の「未公表の著作物」の開示については、著作者の意思のいかんを問わず、公表権の規定を適用しない。

①公益上の義務的開示、②公益上の裁量的開示、③公務員の職務の遂行に係る情報のうち、職及びその内容に係る部分の開示

### (2) 複製権等との調整（著作権法第42条の2（新設））

情報公開法又は情報公開条例で定められた方法によって、著作物の写しの交付等を必要と認められる限度において行う場合には、複製権等の著作権を害することとはならないこと。

## 【運用】

### 1 意見照会の実施

義務的な意見照会はすべての第三者に行わなければならないが、任意的な意見照会は当該公文書に記録されている情報が条例第7条各号に該当するかどうか実施機関において容易に判断できない場

合に行うものとする。任意的な意見照会において、該当する第三者が多数であり、すべての第三者に対して意見照会することが困難であるときは、開示可否の決定の判断に必要な範囲で行うものとする。

## 2 照会方法

意見照会は、意見照会書（施行規則様式第8号）により行う。この場合において、回答は、当該意見書の送付の日から1週間以内に行うよう第三者に協力を求める。意見照会書には必要に応じて開示請求書の写しを添付することもできるが、その場合には必ず開示請求者の氏名、住所等、開示請求者を特定できる情報は表示しないこととする。なお、軽易なもの（任意的な意見照会に限る。）については、電話又は口頭で行うことができる。この場合は、その結果を必ず記録しておくものとする。

## 3 照会事項

当該公文書が開示されることによる支障の有無だけでなく、その内容についてもできるだけ具体的に把握するよう努めるものとする。

## 4 第三者への通知

意見照会を行った第三者情報が記録されている公文書を開示する決定をしたときは、直ちに当該第三者に対し、開示決定をした旨の通知書（施行規則様式第9号）により通知しなければならない。また、開示しない旨の決定をしたときにも書面又は口頭により連絡することが望ましい。

(公文書の開示の実施方法)

第 16 条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

【趣 旨】

本条は、公文書の開示決定をした場合における具体的な開示の方法を定めたものである。

【解 釈】

1 公文書の種類別の開示方法

- (1) 文書又は図画については閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録の開示方法については、その種別、機器の整備状況、システム化の状況を勘案して、次のとおり施行規則で定めた。

ア 録音テープ又はビデオテープ

当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

イ その他の電磁的記録

次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

- (ア) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (イ) 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- (ウ) 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の電磁的記録に係る記録媒体に複写したものの交付

ただし、前記に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

2 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき

原本が貴重なものであったり、損傷が激しい等公文書の管理上、これを閲覧に供することにより破損、汚損又は情報の滅失のおそれがあるなど当該公文書の保存に支障がある場合をいう。

3 その他正当な理由があるとき

- (1) 原本を日常業務で使用する必要があり、閲覧等に供すると業務に支障があるとき。
- (2) その他原本での閲覧を認めないことに相当の理由があると認められるとき。

【運 用】

1 公文書の閲覧又は視聴の方法

- (1) 文書又は図画（文書及び図画を撮影したマイクロフィルムを含む。）

ア 文書又は図画の閲覧は、公文書の原本を提示することにより行う。ただし、原本を提示することにより原本の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、原本を複写したものを提示するものとする。

イ マイクロフィルムについては、当該マイクロフィルムをリーダープリンターで複写したも

のを提示することにより行うものとする。

(2) スライド、映画フィルム

スライド、映画フィルムの視聴は、それぞれ映写機等の通常の用法により行うものとする。

(3) 電磁的記録

電磁的記録の開示は、実施機関の技術的制約もあるので、当該電磁的記録の全部を開示できる場合と非開示情報が記録されている部分の分離が容易にできる場合（開示できる部分に限る。）に行う。

ア 閲覧（用紙に出力したもの）

用紙に出力したものを提示することにより行うものとする。ただし、現有のプログラムと機器等で用紙に出力することが実施機関の職員では対応できない場合にあっては、当該出力に要する費用を開示請求者が負担することを条件として閲覧に応ずるものとする。

イ 閲覧又は視聴（用紙に出力したもの以外のもの）

(ア) ビデオテープ及び録音テープの視聴については再生用の専用機器の通常の用法により行うものとする。

(イ) ビデオテープ及び録音テープ以外の電磁的記録の閲覧又は視聴については、現有のプログラムと機器で実施機関の職員が容易に対応できるものは画面等に出力することにより行う。ただし、職員では対応できない場合にあっては、当該電磁的記録の閲覧又は視聴に要する費用を開示請求者が負担することを条件として閲覧又は視聴に応ずるものとする。

2 公文書の写しの交付方法

(1) 文書又は図画（文書及び図画を撮影したマイクロフィルムを含む。）

原則として乾式複写機により、当該文書又は図画の写しを作成し、これを交付するものとする。

(2) スライド、映画フィルム

スライド、映画フィルムについては、写しの作成に要する費用を開示請求者が負担することを条件として交付に応ずるものとする。

(3) 電磁的記録の写しの交付

ア 電磁的記録に係る写しの交付の請求があったときは、原則として用紙に出力したものを交付することにより行う。なお、用紙に出力したものを交付できないときは、前記(1)の方法によりその写しを作成して交付するものとする。

イ 写しの交付を行う場合において、現有のプログラムと機器で実施機関の職員が容易に対応できる場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク等）に複製したものを交付することができるものとする。ただし、職員では対応できない場合にあっては、電磁的記録媒体への複製に要する費用を開示請求者が負担することを条件として交付に応ずるものとする。

(4) 写しの交付部数は、一の開示請求につき1部とする（施行規則第8条第3項）。

3 閲覧（視聴を含む。）の停止又は禁止

公文書の閲覧の実施に当たっては、閲覧者が当該公文書を汚損し、若しくは破損し又はその内容を損傷することがないように注意を払い、閲覧者がそれらをしたとき、又はそれらのおそれがあると認められるときは、直ちに、当該公文書の閲覧を停止させ、又は禁止する。

(他制度との調整)

第17条 法令等の規定により、公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる等の場合における当該公文書の開示については、当該法令等の定めるところによる。

2 実施機関は、静岡県立中央図書館その他の県、公立大学法人等又は地方三公社の施設において県民の利用に供することを目的として管理している公文書については、この条例に基づく開示をしない。

#### 【趣 旨】

本条は、法令等による閲覧制度がある場合の公文書や県の施設において県民の利用に供することを目的として管理されている公文書については、この条例による開示は行わないとすることを定めたものである。

#### 【解 釈】

##### 1 法令等による閲覧制度がある場合の公文書（第1項）

公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付に関する手続が、法令又は他の条例に規定されている場合におけるこの条例と当該法令又は他の条例との適用関係について定めるものであり、法令又は他の条例が閲覧等の対象者、方法、期間又は範囲を定めている場合は、その限りにおいてこの条例による公文書の開示はしないこととしたものである。

##### 2 県、公立大学法人等又は地方三公社の施設において県民の利用に供することを目的として管理されている公文書（第2項）

県、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、静岡社会健康医学大学院大学、地方独立行政法人静岡県立病院機構又は地方三公社の施設において県民の利用に供することを目的として管理している公文書は、これらの施設において閲覧させる制度があるため、この条例による公文書の開示はしない。ただし、これらの公文書と同じものをこれらの施設以外で実施機関が管理している場合は、本項の適用は受けない。

#### 【運 用】

1 法令等による閲覧制度がある公文書でも次のような場合は、法令又は他の条例の規定により、公文書の閲覧等の対象者、方法、期間等が限定的に定められ当該制度では閲覧等ができる場合にあたらないので、この条例が適用されることとなる。

- (1) 法令又は他の条例が閲覧又は縦覧の手続についてのみ定めている場合において、公文書の写しの交付が求められたとき。
- (2) 法令又は他の条例が謄本、抄本その他の写しの交付の手続についてのみ定めている場合において、公文書の閲覧の請求があったとき。
- (3) 法令又は他の条例が対象者を限定している場合において、当該対象者以外のものから公文書の開示の請求があったとき。
- (4) 法令又は他の条例が閲覧等の期間を限定している場合において、当該期間外に公文書の開示の請求があったとき。
- (5) 法令又は他の条例が閲覧等の対象文書の範囲を限定している場合において、当該文書以外に対する公文書の開示の請求があったとき。

2 第2項が適用される施設とは、図書、資料、刊行物等を一般の閲覧に供し、又は貸し出すことを業務としている施設をいい、次のようなものがある。

- ・ 県民サービスセンター
- ・ 各財務事務所及び西部農林事務所天竜農林局の行政資料コーナー
- ・ 県立中央図書館 ・ 県総合教育センター



(費用負担)

第18条 公文書(電磁的記録を除く。)の写しの交付を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 公文書(電磁的記録に限る。)の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

【趣 旨】

本条は、公文書のうち文書又は図画の写しの交付に要する費用及び電磁的記録の開示に要する費用については、請求者の負担とすることを定めたものである。

【解 釈】

地方分権に対応して、県政への県民参加を推進し、県民にとってより利用しやすい情報公開制度とするため、また、県の説明責任の観点から、閲覧手数料は徴収しないこととした。

写しの交付は、公文書開示制度の運用上当然に必要な閲覧とは異なり、請求者の希望に応じて行う特定の者へのサービスであるため、その交付に要する実費を勘案して相当額の負担を請求者に求めることとし、電磁的記録の開示についても、出力のための費用等特別な費用が必要になる場合には特別なサービスであるため、その開示に要する相当額の負担を請求者に求めることとした。

【運 用】

1 文書又は図画

- (1) 閲覧については、請求者に負担を求めない。
- (2) 写しの交付に要する費用の額は、別途実施機関が定めるところによる。

2 電磁的記録

(1) 閲覧又は視聴に要する費用

ア 用紙に出力したものによる閲覧

(ア) 既に用紙に出力して保有しているもの

文書又は図画として前記1(1)と同様の扱いとする。

(イ) 請求により用紙に出力するもの

a 現行のプログラムを使用し、通常業務として容易に用紙に出力できるもの  
請求者に負担を求めない。

b 用紙に出力するのに特別な手数料のかかるもの

その処理に要する費用の負担を請求者に求めることとし、その費用の額は別途実施機関が定めるところによる。

イ 画面等による閲覧又は視聴

a 現行のプログラムを使用し、通常業務として容易に画面等に出力できるもの  
請求者に負担を求めない。

b 画面等に出力するために特別な手数料のかかるもの

その処理に要する費用の負担を請求者に求めることとし、その費用の額は別途実施機関が定めるところによる。

(2) 写しの作成に要する費用

ア 用紙に出力したもの

- (ア) 既に用紙に出力して保有しているもの  
文書又は図画と同じ扱いとする。
- (イ) 請求により用紙に出力するもの
  - a 現行のプログラムを使用し、通常業務として容易に用紙に出力できるもの  
その費用の額は別途実施機関が定めるところによる。
  - b 用紙に出力するのに特別な手数料のかかるもの  
その処理に要する費用の負担を請求者に求めることとし、その費用の額は別途実施機関が定めるところによる。

#### イ 電磁的記録媒体

- (ア) 現行のプログラムを使用し、通常業務として容易に複写できるもの  
その費用の額は別途実施機関が定めるところによる。
- (イ) 複写に特別な手数料のかかるもの  
その処理に要する費用を求めることとし、その費用の額は別途実施機関が定めるところによる。

#### 3 費用の額の見直し

物価の変動、技術の進歩による複写方法の変更などがあった場合は、必要に応じて費用の額を見直すこととする。

#### 4 公文書の開示に要する費用は、公文書を開示する前に徴収しなければならないものとする。

なお、公文書の開示に特別な処理を要するものは、当該処理をする前に費用を徴収しなければならないものとする。

(公立大学法人等及び地方三公社に対する審査請求)

第 18 条の 2 公立大学法人等がした開示決定等又は公立大学法人等に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該公立大学法人等に対し、審査請求をすることができる。  
2 地方三公社がした開示決定等又は地方三公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方三公社に対し、審査請求をすることができる。

**【趣 旨】**

本条は、公立大学法人等若しくは地方三公社がした開示決定等又は公立大学法人等若しくは地方三公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、公立大学法人等若しくは地方三公社に対して審査請求をすることができることを確認したものである。

**【解 釈】**

この条例では、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学、地方独立行政法人静岡県立病院機構及び地方三公社を条例の実施機関とし、他の実施機関と同様に行政庁と位置付けている。したがって、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学、地方独立行政法人静岡県立病院機構又は地方三公社が行う開示決定等は行政庁の処分であり、当該開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、審査請求をすることができる。

なお、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学、地方独立行政法人静岡県立病院機構及び地方三公社には上級行政庁が存在しないので、処分庁である静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学、地方独立行政法人静岡県立病院機構又は地方三公社に対して審査請求をすることになる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は適用しない。

#### 【趣 旨】

行政不服審査法(平成26年法律第68号)では、審理の公正性を高めるため、原処分に関する手続に  
関与していないなどの一定の要件を満たす「審理員」が審査請求に係る審理手続を行うこととされてい  
る(第9条第1項本文、第2章第3節)。

ただし、①地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会等が審査庁となっている場合や、②条例  
に基づく処分に関し条例で特別の定めをしたときなどについては、審理員の指名を要しないこととされてい  
る(行政不服審査法第9条第1項ただし書)。

この条例に基づく開示決定等や開示請求に係る不作為に係る審査請求については、第三者機関である  
情報公開審査会が実質的な審理を行うことによって審理の公正性が確保されているといえることから、  
本条は、上記②を根拠として、審理員に関する行政不服審査法第9条第1項本文の規定は適用除外とし  
て、審理員を指名せず、審理員による審理手続を行わないこととしたものである。

#### 【解 釈】

審理員の指名を不要とした場合であっても、行政不服審査法上、審理員が行うこととされている手続  
のうち、以下アからシについては、審査庁が行う必要がある(行政不服審査法第9条第3項、別表第一)。

なお、エ及びシは必ず行うもので、その他は審査請求人等の求めに応じて又は必要に応じて行うもの  
である。

- ア 総代の互選命令(11条関係)
- イ 参加人の許否判断及び参加要請(13条関係)
- ウ 執行停止の拒否判断(25条関係)
- エ 弁明書の作成・送付(29条関係)
- オ 反論書及び意見書の送付(30条関係)
- カ 口頭意見陳述の実施(31条関係)
- キ 物件の提出要求(33条関係)
- ク 参考人の陳述及び鑑定の要求(34条関係)
- ケ 検証(35条関係)
- コ 審理手続の計画的遂行(37条関係)
- サ 提出書類の閲覧拒否判断(38条関係)
- シ 審理終結通知の送付(41条関係)

#### 【運 用】

審理員の指名を不要としたとしても、審査請求に対する裁決を行うのは審査庁であり、審査請求人が  
行政不服審査法上の審査庁による審理手続の実施を求めることは可能である。

しかしながら、簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済という行政不服審査法の目的  
(第1条)を踏まえると、審査請求後、可及的速やかに、第三者機関である情報公開審査会が関与する  
こととし、その後の手続についても条例に基づいて実施されることが必要であり、審査請求人が手続上

の差異を理解せずに審査庁による審理手続を重ねて求めてしまうことによって審理が遅延することがないように配慮しなければならない。

そこで、審査請求の初期段階の手続である審査請求人等への弁明書の送付の際に、その後の手続に関する情報として、情報公開審査会へ諮問し同審査会で調査審議が行われる旨及び同審査会に諮問する時期などの事項を書面で通知することとする。

なお、例えば、審査請求人があくまでも行政不服審査法上の口頭意見陳述の実施を求める場合には、条例に基づく情報公開審査会での口頭意見陳述とは別に、審査庁は同法に基づく口頭意見陳述を実施しなければならない。

(審査会への諮問)

第 19 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、速やかに、静岡県情報公開審査会に諮問をしなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

#### 【趣 旨】

本条は、実施機関が行った公文書の開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、第 1 号又は第 2 号に該当する場合を除き、静岡県情報公開審査会に諮問し審査会の審議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならないことを定めたものである。

これは、審査請求に対する裁決に当たっては公平かつ客観的な判断を担保するために、実施機関は第三者機関である静岡県情報公開審査会に諮問しその審議を経た後に裁決をすべきであることを定めるものである。

なお、第 2 項は、情報公開審査会に諮問する際に添付が必要な書類について定めたものである。

#### 【解 釈】

##### 1 審査請求があったとき

部分開示又は非開示の決定若しくは開示請求に係る不作為に対して、開示請求者が審査請求を行った場合のほか、公文書が開示されることによりその権利利益が害されることとなる第三者が審査請求を行った場合をいう。

##### 2 審査請求が不適法であり、却下する場合

審査請求が審査請求期間（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内）経過後になされた場合や審査請求をすることができない者からなされた場合のように要件の不備により却下する場合をいう。

##### 3 公文書の全部を開示することとする場合

第 2 号は、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合において、第 15 条第 3 項に規定する第三者からの反対意見書が提出されているときを除き、審査会への諮問は不要であることを定めたものである。

本号の趣旨は、審査請求の対象となった公文書の全部を開示する場合には、諮問せずに決定してよいということであるが、このことは、審査請求を受けた処分庁又は審査庁が、当該非開示部分のうち開示すべきと判断した部分も含めて常に審査請求の対象となった非開示部分のすべてについて、審査会へ諮問をしなければならないということではない。

例えば、非開示決定について審査請求がなされ、処分庁又は審査庁が当該公文書の一部を開示してもよいと考える場合は、原処分（非開示決定処分）を変更して部分開示決定を行い、残りの非開示部分について審査会へ諮問することとなる。

##### 4 行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添

## えてしなければならない

第18条の3の規定により、この条例に基づく開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定を適用しないこととしたため、同法同条第3項の読替え規定により、弁明書については、審査請求を受けた後、審査庁（審査庁と処分庁が異なる場合には処分庁）が作成し、審査庁から審査請求人に送付されることとなる。

情報公開審査会への諮問の際に、併せて弁明書を添付することとしたのは、弁明書には、処分を行ったこと又は処分を行っていないことについての理由が記載され、審査庁が諮問する際に審査会に提出する意見書と同様の内容が記載されることが想定されるため、当該弁明書の写しを審査会への諮問の際に添付することをもって審理資料の一元化を図ろうとしたものである。

## 【運用】

### 1 執行の停止

第三者から公文書の開示決定の取消しを求める審査請求が提起された場合、当該審査請求の提起には当該開示決定に係る公文書の開示に対する執行停止の効力はない（行政不服審査法第25条第1項）が、処分庁又は審査庁は、職権により執行を停止（同法第25条第2項又は第3項）し、開示しないこととする。この場合には、開示請求者にその旨を通知する。

### 2 審査請求先

警察本部長の処分又は不作為に係る審査請求は公安委員会に、それ以外の実施機関の処分又は不作為に係る審査請求は当該処分又は不作為に係る実施機関に対して行うこととなる。

### 3 諮問書への記載について

諮問書には、非開示とした理由や不作為の場合の決定していない理由を記載するが、諮問書に添付された弁明書に記載した内容と変更がない場合には、「別添弁明書に記載のとおり」など記載することをもって足りるものとする。

### 4 行政不服審査法の規定に基づく反論書や意見書が審査庁に提出された場合の取扱い

この条例に基づく開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、審査庁から諮問を受けた情報公開審査会で調査審議を行うが、審査請求に対する裁決を行うのはあくまでも審査庁であり、審査請求人又は参加人から反論書又は意見書（第30条第1項及び第2項）が審査庁に提出されることも想定される。

審査請求人や参加人から提出されるこれらの書類は、行政不服審査法上、義務的なものではなく、弁明書と異なり、すべての事案で必ず提出されるわけではないが、仮に審査庁に提出された場合には、審理資料の一元化を図る必要があるため、その写しを情報公開審査会へ提出することとした。

(諮問をした旨の通知)

第 20 条 前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

#### 【趣 旨】

本条は、審査会へ諮問をした実施機関が諮問をした旨を審査請求人や行政不服審査法第 13 条に規定する参加人などの関係者に通知しなければならないことを定めたものである。

#### 【解 釈】

##### 参加人

参加人とは、行政不服審査法第 13 条の規定により、申請に基づき又は職権で審査請求手続に参加する利害関係人である。審査請求人と利害を一にするか、反対の利害関係を有するかは問わない。なお、参加には審査庁の許可を要する（行政不服審査法第 9 条第 3 項、別表第一）。

#### 【運 用】

- 1 諮問をした旨の通知は、審査請求人及び参加人に対して行う。ただし、開示請求者が審査請求人又は参加人でない場合は当該開示請求者、反対意見書を提出した第三者が審査請求人又は参加人でない場合は当該第三者に対しても行うことになる。
- 2 諮問庁は、審査会に諮問した後、審査会諮問通知書（施行規則様式第 10 号）によりすみやかに本条各号に該当する者に諮問をした旨を通知しなければならない。



(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 【趣 旨】

本条は、第三者に関する情報が記録されている公文書の開示決定等に対する審査請求について、開示決定（公文書の全部又は一部を開示する決定）に対する第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する場合、又は全部若しくは一部を開示しない旨の決定を変更して当初決定より開示する部分を拡大する裁決を行う場合に、当該第三者の訴訟提起の機会を確保するために定めたものである。

#### 【解 釈】

- 1 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合、当該公文書は開示されることとなるが、その結果、当該第三者に回復不能な利益侵害が生ずるおそれがあるので、当該第三者に訴訟の機会を与えるため、このような場合には、審査請求に対する裁決の日と開示する日との間に2週間以上の期間を置き、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することとしたものである。
- 2 開示請求に係る公文書の開示決定等に対する審査請求がされた結果、当該審査請求に係る開示決定等を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合についても、開示決定を行う場合と同様に第三者の権利保護を図る必要があることから、開示決定等を変更する裁決の日と開示する日との間に2週間以上の期間を置くこととしたものである。ただし、これは第三者が参加人として審査請求の手続に参加し、当該公文書の開示に反対する旨の意思を表示している場合に限られる。

#### 【運 用】

本条各号に該当する場合は、当該第三者に対し、開示する旨の裁決をした旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。

(静岡県情報公開審査会)

第 22 条 第 19 条の諮問に応じ調査審議するため、静岡県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する事項について実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、委員 6 人以内で組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

**【趣 旨】**

本条は、条例第 19 条に規定する諮問に応じて調査審議し、また、情報公開に関する事項について実施機関に意見を述べるため、知事の附属機関として静岡県情報公開審査会を設置することを定めるとともに、委員の人数、委員の任期、委員の守秘義務等について定めたものである。

**【解 釈】**

**1 情報公開に関する事項について実施機関に意見を述べるができる（建議機能）**

審査会は、審査請求案件の調査審議を通じ、若しくは実施機関の諮問に応じ、又は審査会自ら情報公開制度の個別事項の改正、制度運営上の改善、情報公開の総合的推進を図るために必要な事項などについて、実施機関に意見を述べるができることとしたものである。

**2 委員数**

審査会の審議の促進を図るため、委員を 6 人以内とし、3 人の委員の合議体による 2 部会制とすることができるようにしたものである。

**3 守秘義務**

附属機関の委員は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号の規定により特別職の公務員であることから、同法第 34 条の規定に基づく守秘義務を負っていない。しかし、条例第 24 条第 1 項の規定により、審査会には非開示情報が記録された公文書を直接見分するいわゆるインカメラ審理の権限が与えられていることにかんがみ、審査会委員の守秘義務について条例上明らかにしたものである。

委員がこの守秘義務に違反した場合は、条例第 38 条の規定により罰則が課せられることになる。

(部会)

第23条 審査会は、必要に応じて部会を置き、審査請求に係る事件について調査審議させることができる。

**【趣 旨】**

本条は、審査会の迅速かつ機動的な運用を図るため、必要に応じて審査会は部会を置き、その部会に審査請求案件について調査審議させることができることを定めたものである。

**【解 釈】**

この部会は、審査会の内部に置かれたもので調査審議を行うことはできるが、部会の結論をもって審査会の答申とすることはできないものである。

(審査会の調査権限)

第24条 審査会(前条の規定により部会に調査審議させる場合にあっては、部会。以下この条から第26条までにおいて同じ。)は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

【趣 旨】

本条は、審査会が審議のために必要な調査を行うことができることを定めたものである。

審査会は審査請求を処理する際の内部手続における審査機関ではあるが、審査請求処理の実質部分を担うものであって、審査会自身が諮問庁、審査請求人、参加人等を調査できるようにするため、明確に調査権限を定めることとした。

【解 釈】

1 必要があると認めるとき

開示決定等に係る公文書に記録されている情報の性質、審査請求案件の証拠等に照らし、審査会が当該公文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該公文書を審査会に提示することにより生ずる支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要であると認められるときをいう。

2 インカメラ審理(第1項)

インカメラ審理とは、開示決定等に係る公文書を諮問庁(諮問した実施機関)に提示させ、非開示情報が当該公文書に記載されているか否かを確認し、諮問庁が行った開示決定等の判断が妥当であるか否かの確に判断することができるよう、直接に当該公文書を見ることができる権限であり、この権限を審査会に認めたものである。

したがって、この見分は、審査会限りで行われ、審査請求人をはじめ、他の何人もこれを見ることはできない。

3 文書提示義務(第2項)

審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を審査会から求められた場合は、諮問庁はこれに応じなければならないことを定めたものである。

4 ヴォーン・インデックス(第3項)

審査請求のあった開示決定等に係る公文書の量が多く非開示情報が複雑に関係するような案件については、審理を促進するため争点を明確にする必要がある。審査会が必要と認めるときには、諮問庁に対し対象公文書に記録された情報の内容や非開示とする理由を指定する方法により分類又は整理した資料(ヴォーン・インデックス)の作成を求めることができることを定めたものである。

5 その他必要な調査(第4項)

その他必要な調査とは、審査会が審議するために必要な実地調査などをいう。

## 【運用】

- 1 審査会は、審査請求案件の審議に当たり、通常は開示決定等に係る公文書を直接見分した上で判断することになる。しかし、個人情報や犯罪の予防、捜査等情報のように情報の性質に応じて特別の配慮を必要とするものについては、諮問庁から必要な説明を聴き、当該公文書を提示することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握した上で当該公文書の提示を求める必要性について判断することになる。
- 2 審査会は、審査請求案件に係る専門家や関係団体等適当と認める者にその知っている事実や意見を陳述させることができる。

(意見の陳述)

第 25 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

### 【趣 旨】

本条は、公正でより慎重な審議を行うため、審査会は、審査請求人、参加人又は諮問庁から申立てがあったときは、口頭による意見陳述の機会を与えなければならないこと、また、口頭意見陳述の機会を与える場合、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができることを定めたものである。

### 【解 釈】

#### 1 意見陳述（第 1 項）

審査会は審査請求人、参加人又は諮問庁から申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、迅速、効率的な審議のため、審査会に提出されている意見書その他資料によって審査請求人、参加人又は諮問庁の主張が明確であるとき、同一の公文書の開示・非開示の判断の先例が確立しているときなどで改めてその審査請求人等から意見を聴く必要が認められない場合には、審査会は意見陳述を聴かずに答申することができることとしたものである。

#### 2 補佐人の出頭（第 2 項）

##### (1) 補佐人

行政不服審査法第 31 条第 3 項に規定する「補佐人」と同義であり、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者である。補佐人は事実上の陳述に限らず法律上の陳述もすることができるが、審査請求人又は参加人と共に出頭している場合において、審査請求人又は参加人を補佐して発言できるにとどまり、補佐人が単独で出頭し、あるいは審査請求人又は参加人の意思とは関係なく自らの判断により発言することはできない。

##### (2) 審査会の許可

申出を受けて個別に審査会が判断することになるが、審査請求人又は参加人の精神的・肉体的状況から判断して審理の進行上必要と認められる場合には、当然に許可されるべきである。

なお、諮問庁については、そもそも、口頭意見陳述その他の行為を当該実施機関の職員に行わせることができるので、補佐人に関する規定を設けていない。

(意見書等の提出)

第 25 条の 2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

#### 【趣 旨】

本条は、審査請求人等の審査会に対する意見書又は資料の提出権を定めるものである。第 25 条と同様、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるための規定であり、行政不服審査法第 32 条に相当する。

#### 【解 釈】

審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない

意見書又は資料の提出時期については、いつ提出してもよいということでは調査審議が遅れることになりかねないため、行政不服審査法と同様に、調査審議の遅延防止の観点から、審査会が意見書等の提出期限を定めたときには、その期限内に提出しなければならないとしている。当該期限を過ぎてから提出された意見書又は資料については、審査会は、その受け取りを拒否することができる。

なお、「相当の期間」とは、意見書等を提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

(提出資料の写しの送付等)

- 第25条の3 審査会は、第24条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

#### 【趣旨】

審査会に提出された意見書又は資料は審査請求人、参加人又は諮問庁の弁明、反論等、双方の主張のよりどころとなるものであり、公正で慎重な審議を進められるよう、審査会は意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に意見書又は資料の写しを送付しなければならないこと、また、審査請求人等は、意見書又は資料の閲覧を申し出ることができることを定めたものである。

#### 【解釈】

##### 1 意見書等の写しの送付等(第1項・第2項)

審査会は次のときを除き、審査請求人等から提出された意見書又は資料が提出される都度その写しを送付しなければならないが、また、審査請求人等から閲覧の申出があれば、当該意見書等を閲覧させなければならない。

###### (1) 第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき

審査会に提出された意見書等に個人又は法人等に関する情報が記録されており、送付したり閲覧させたりすることにより、当該個人又は法人等の権利利益を害するおそれがあると認められる場合をいう。

###### (2) その他正当な理由があるとき

審査会に提出された意見書等を送付したり閲覧させたりすることにより、当該意見書等から非開示とした公文書の全部又は一部の内容が推測されるなど、審査会の公正な調査審議に支障が生ずる場合等をいう。

##### 2 当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない(第3項)

閲覧又は交付を拒む正当な理由がないことが明らかである場合など、意見を聴くまでもなく、閲覧



等の求めに対する判断をすることが可能であり、審査会がその必要がないと認めるときは、意見を聴かなくてもよいこととするものである。

また、提出した審査請求人等の意見を聴く必要がある場合であっても、審査会は、提出された意見に拘束されるものではない。

### 3 日時及び場所の指定（第4項）

審査会は、本条第2項の規定により意見書等を閲覧に供するときは、事案の調査審議に支障が生じないよう、その日時・場所を指定することができる。ただし、審査請求人等が十分な主張・立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定しなければならない。

#### 【運用】

- 1 閲覧の求めについては、対象となる意見書等を特定するに足りる事項等を記載した書面の提出を求めることとする。
- 2 本条の閲覧の求めは、審査会の調査審議手続における主張立証の便宜のために認められているものであるから、審査会の答申後は、閲覧を求めることはできない。また、本条に基づく閲覧は、意見陳述や意見書作成等に資するものであるが、調査審議がほぼ終結した段階で意見陳述や意見書の提出がなされて最初から議論をやり直すことは、審査会全体の業務運営に支障をきたし、他の事件にも影響を及ぼすおそれがある。したがって、調査審議の終結段階に至った場合には、本規定による閲覧の申出は「正当な理由があるとき」として拒否できると考えられる。
- 3 電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものの閲覧については、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は電子計算機からディスプレイの画面に出力したものを閲覧させる等のうち、審査会が指定する方法によるものとする。
- 4 意見書等の写しの送付等に係る決定を迅速に行う観点から、意見書等の提出とあわせて、写しの送付等の可否についての意見及びその理由を記載した書面（理由書）の提出を求めるものとする。なお、意見書等の提出時に理由書が提出されなかった場合には、意見を聴く必要がないと審査会が判断する場合を除き、当該意見書等を提出した審査請求人等に対し、理由書の提出を求めるものとする。

(調査審議手続等の非公開)

第26条 第19条の諮問に応じ審査会が行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。

**【趣 旨】**

本条は、公文書の開示決定等の当否を審議するという審査会の性格上、審査請求に係る審査会の会議その他の調査審議に係る手続及び公文書については公開しないものとすることを定めたものである。

**【解 釈】**

**1 調査審議に係る手続**

調査審議に係る手続とは、審査請求人、参加人又は諮問庁からの意見書や資料の提出手続、意見陳述の申立ての手続、審査会が行う意見書等の提出要求、調査、会議の開催等その他の審査請求に係る調査審議手続をいう。

**2 調査審議に係る公文書**

調査審議に係る公文書とは、諮問書、意見書、会議資料、会議録その他の審査請求に係る調査審議のために作成又は取得した公文書をいう。

**3 建議に係る手続及び公文書の扱い**

実施機関からの諮問又は審査会自らによる建議に係る手続及び公文書については、本条は適用されない。ただし、審査請求案件の審議を通じて行われることとなった建議に係る手続及び公文書については本条が適用される。

(答申書の送付等)

第 27 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

**【趣 旨】**

本条は、審査会が答申した旨及びその内容が審査請求人及び参加人に確実に伝達されるようにするとともに、審査会の説明責任の観点から答申の内容の公表を義務づけることを定めたものである。

**【解 釈】**

**1 諮問に対する答申をしたとき**

審査会は、実施機関から諮問を受けた審査請求案件について調査審議を行い、当該実施機関に答申したときは、すみやかに審査請求人や参加人にもその写しを送付することを定めたものである。

**2 答申の内容を公表する**

答申書の中には審査請求人や参加人の氏名等、非開示情報に該当するもの又はその可能性があるものが含まれている場合があることから、答申書をそのまま公表するのではなく答申の内容を公表することとした。

(規則への委任)

第 28 条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**【趣 旨】**

本条は、審査会の組織及び運営に関し必要な事項の規則への委任を定めたものである。

**【解 釈】**

審査会の組織及び運営について、細部にわたってそのすべてを条例で定めることは適切ではないことから、条例で定める事項の他に必要な事項については規則へ委任することとした。

(情報公開の総合的推進)

第29条 実施機関は、前章第1節に定める公文書の開示のほか、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供施策の充実を図るなど、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

**【趣 旨】**

本条は、公文書の開示によって情報公開を推進することと併せ、県民の利便性を考慮した情報提供施策の充実を図るなど情報公開の総合的な推進に努めることとする基本的な考え方を定めたものである。

**【解 釈】**

第2章に定める公文書開示制度は、情報公開制度において重要な位置を占めるものであるが、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるようにするためには、公文書開示制度の充実とともに県民からの開示請求を待つことなく、実施機関が積極的に県政に関する情報を公開する施策（従来からの情報提供施策だけを指すものではない。）の整備充実に努め、情報公開を総合的に推進していくことが必要である。

**【運 用】**

情報提供施策は、平成12年全部改正前の静岡県公文書の開示に関する条例のもとでは、「情報公開制度大綱（平成元年1月25日制定）」が定める「県が保有する情報の原則公開の理念にのっとり、県民が知りたい又は県民に知らせたい情報を分かりやすく、使いやすく、かつ、タイムリーに提供することを基本として、情報提供施策の一層の充実に努める。」との方針のもとに推進してきたところであるが、この大綱の精神は本条例にも引き継がれるものである。

(情報提供施策の充実)

第30条 実施機関は、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により、情報提供施策の充実に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、情報公開の総合的な推進を図るため、実施機関が情報提供施策の充実に努めることを定めたものである。

【解 釈】

1 広報及び広聴の活動の充実

提供する情報の量的拡大、質的向上などに努め、県民の意見、要望などを積極的に把握するように努めることをいう。ここに広聴を含めたのは、県民からの意見や要望などを的確に把握することが情報提供を進める上でも重要であるためである。

2 情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進

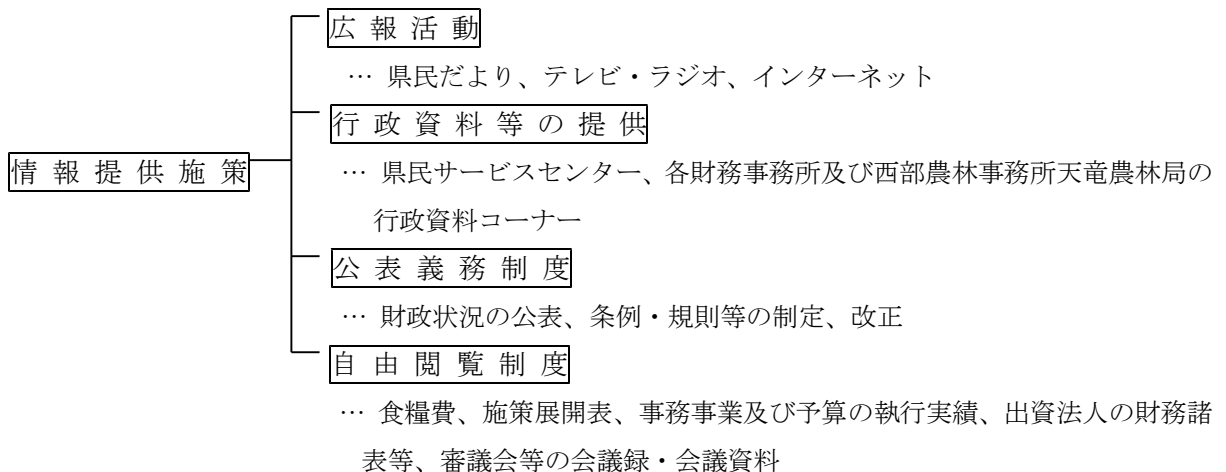
近年著しい発展を見せている情報通信技術の成果を情報提供の手段として積極的に活用し、多様な媒体による情報提供に努めることをいう。

【運 用】

1 県、国、市町等が発行した刊行物や行政資料を収集し、その充実を図るとともに、収集した刊行物等の検索システムの整備を図るものとする。

また、現在実施している自由閲覧制度の拡大、充実を図るものとする。

2 情報提供施策



(出資法人の情報公開)

第 31 条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、資本金等の出資により県が積極的に関与している法人の情報公開の推進について定めたものである。

第 1 項は、施行規則で定める一定の要件を満たす法人はその保有する情報の公開を推進するよう努めることを定め、第 2 項は、これらの法人の情報の公開が推進されるよう、実施機関は必要な指導に努めることを定めたものである。

【解 釈】

1 出資法人については、県とは別個の独立した人格を有しており、この条例の実施機関として、直接その保有する情報の公開を行う義務を負わせることは法的に難しいので、出資法人の独立性を尊重しながら、法人がこの条例の趣旨にのっとり、自主的に情報公開に努める責務を定めるとともに、実施機関に対してはこうした法人の取組みを支援し、必要な指導を行う責務を課すこととしたものである。

2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるもの

県が資本金等の出資（資本金、基本金等法人の基礎となるものを出資することをいう。）をしている法人で、施行規則で定める一定の要件を満たすものをいう。

3 必要な措置を講ずる

出資法人がこの条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関する規程等を設け、自主的に情報を公開するための制度を整備することをいう。

4 指導に努める

実施機関が出資法人に対し、その保有する情報の公開に関する制度の整備及び運用について必要な指導を行うことをいう。

【運 用】

1 出資法人の範囲

対象とする法人の範囲は次のとおりとする。（施行規則第 14 条）

(1) 県が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人

これらの法人は、その出資比率から県の行政活動と密接に関係する活動を行っているものと認められ、かつ当該法人に対しては県が調査権（地方自治法第 221 条第 3 項）を有していることから、その保有する情報の公開を進める必要がある。

(2) 出資割合が 2 分の 1 未満の法人

県との関わりや県の人的関与などを考慮しながら、個別に判断する。

(3) 静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学、地方独立行政法人静岡県立病院機構及び地方三公社

実施機関に位置付けたことにより、本条における出資法人から除かれるものである。

- 2 実施機関は出資法人に対し、次に掲げる指導に努めるものとする。
- (1) その保有する情報の公開に関する制度整備の指導
  - (2) 当該制度運営の指導



(公文書の管理)

第 32 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなければならない。

2 実施機関は、実施機関の規則（規程その他これに類する定めを含む。）で公文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の公文書の管理に関する必要な事項を定めなければならない。

【趣 旨】

本条は、情報公開制度が適切に運営される前提として、開示請求の対象となる公文書が適正に管理されていることが必要であることから、実施機関が公文書を適正に管理すべき旨を定めたものである。

この場合において、実施機関は規則等で文書管理に関する定めを設け、公文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の公文書の管理に関する必要な事項を定めなければならないこととした。

【解 釈】

公文書の管理は、実施機関の事務の円滑な執行のために行われるのみならず、情報公開を進めるための前提となるものであることから、公文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の公文書の管理に関する必要な事項について、実施機関がそれぞれの規則等で定めることとしたものである。

(公文書の検索資料の作成等)

第33条 実施機関は、公文書を検索するために必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

**【趣 旨】**

本条は、制度を利用する県民等の便宜を図るため、公文書の検索に必要な資料を作成し、これを一般の利用に供することを実施機関の責務として定めたものである。

**【運 用】**

**1 公文書を検索するために必要な資料**

ファイル管理表、文書保存カード等をいう。

**2 一般の利用に供する**

検索資料を静岡県公文書センター、各財務事務所及び西部農林事務所天竜農林局に備え置き、誰でも利用できるようにしておくことをいう。

(実施状況の公表)

第34条 知事は、毎年1回、各実施機関における公文書の開示等の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

【趣 旨】

本条は、知事がこの条例の実施状況を取りまとめ、公表しなければならないことを定めたものである。

【運 用】

- 1 知事が各実施機関の実施状況を取りまとめるに当たっては、各実施機関は実施状況の報告等必要な協力をしなければならない。
- 2 公表は、県公報に登載すること及び県のホームページに掲載することにより行う。

(適用除外)

第 35 条 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）その他の法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。

**【趣 旨】**

本条は、情報公開法が適用されない公文書については、この条例においても適用除外とすることを定めたものである。

**【解 釈】**

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）で情報公開法の適用を除外することが定められたのは、登記、特許、刑事訴訟手続の制度等、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されている場合には、当該制度に委ね、情報公開法の適用はしないという趣旨であり、いわば制度の棲み分けを図ったものである。

県においても整備法で規定する公文書を有していることから、国の制度との整合を図り、情報公開法が適用されない公文書については、条例の適用除外とすることとした。

(本人情報の開示)

第 36 条 削除

(委任)

第 37 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

**【趣 旨】**

本条は、この条例の施行に際して必要な事項は、規則で定める事項を除き、各実施機関がそれぞれ定めることとしたものである。

**【解 釈】**

条例の施行に関し必要な事項とは、条例を施行するための手続規定であって、規則で定めるもの以外のものをいう。

**【運 用】**

各実施機関が要綱等を制定することとなるが、その制定又は改正に当たっては実施機関の間で十分連絡調整を図るものとする。

(罰則)

第 38 条 第 22 条第 7 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【趣 旨】

本条は、条例第 22 条第 7 項に定める守秘義務規定に違反した審査会の委員に対する罰則について定めたものである。

【解 釈】

委員は、地方公務員法上、特別職とされているため、地方公務員法が規定する守秘義務（第 34 条）及び守秘義務に対する罰則（第 60 条）は適用されないが、審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対して開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる（条例第 24 条第 1 項）ため、委員が非開示情報の記録された公文書を直接見分する可能性がある。このため、委員には条例第 22 条第 7 項により守秘義務が課せられ、この守秘義務を担保するため、違反した場合には地方公務員法が規定する一般職員の守秘義務違反と同じ罰則を課すこととしたものである。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第18条第1項並びに附則第13項及び第14項の規定 公布の日
  - (2) 第2条第1項の規定中公安委員会及び警察本部長に係る部分 平成14年4月1日  
(経過措置)
- 2 次に掲げる公文書については、改正後の静岡県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、適用しない。
  - (1) 平成13年4月1日前に実施機関（議会並びに公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が作成し、又は取得した公文書。ただし、改正前の静岡県公文書の開示に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する公文書を除く。
  - (2) 平成13年4月1日前に議会の事務局の職員が作成し、又は取得した公文書
  - (3) 平成13年4月1日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が作成し、又は取得した公文書。ただし、次に掲げる公文書（決裁又はこれに準ずる手続が終了し、当該実施機関が管理している文書及び図画に限る。）を除く。
    - ア 平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間に作成し、又は取得した公文書
    - イ 平成11年4月1日前に作成し、又は取得した公文書（保存期間が永年と定められているもの及び作成し、又は取得した日が、公安委員会規則で定める日以後であるものに限る。）
- 3 この条例の公布の日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書については、新条例第7条第2号ウの規定は、適用しない。
- 4 平成14年3月31日までの間は、新条例第19条中「実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。第22条において同じ。）」とあるのは、「実施機関」とする。
- 5 この条例の施行の際現にされている旧条例第5条の規定による公文書の開示の請求（以下「旧条例による開示請求」という。）及び旧条例第16条第2項の公文書の開示の申出は、新条例第5条の規定による公文書の開示の請求とみなす。
- 6 この条例の施行の際現にされている旧条例第12条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、新条例第19条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。
- 7 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 8 旧条例第13条第1項の規定により置かれた静岡県公文書開示審査会は、新条例第22条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第13条第2項の規定により任命されている静岡県公文書開示審査会の委員である者は、新条例第22条第4項の規定により任命された審査会の委員である者とみなす。
- 10 前項の規定により任命されたとみなされた審査会の委員及びこの条例の施行の際新条例第22条第4項の規定により新たに任命される審査会の委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成13年9月30日までとする。
- 11 この条例の公布の日前に開催された旧条例第9条第5号に規定する合議制機関等の会議に係る情報であって、当該合議制機関等の議事運営規程又は議決によりその全部又は一部について開示しない旨を定めているものが記録されている公文書については、同号の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。
- 12 前項に規定する公文書に対する新条例第7条の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「次の各号及び附則第11項の規定によりなおその効力を有することとされる静岡県公文書の開示に関する条例第9条第5号」とする。
- 13 この条例の公布の日から平成13年3月31日までの間に旧条例による開示請求があった場合において、当該開示請求に係る公文書の全部を直ちに開示する旨の通知は、旧条例第7条第3項の規定にかかわらず、口頭で行うことができる。



(静岡県手数料徴収条例の一部改正)

14 静岡県手数料徴収条例(平成12年静岡県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別表の3の項の公文書開示手数料にあっては、公営企業管理者を含む。以下同じ。)」を削る。

別表の3の項を次のように改める。

3	削除				
---	----	--	--	--	--

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第19条の改正規定 平成14年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の施行の日

2 改正後の第7条及び第15条第1項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行後にされた開示請求について適用し、同号に掲げる規定の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の静岡県情報公開条例(以下「新条例」という。)第7条及び第15条第1項の規定は、この条例の施行後にされた開示請求(新条例第6条第1項の開示請求をいう。以下この項において同じ。)について適用し、この条例の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、静岡県公立大学法人の成立の日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年10月1日前に地方三公社(改正後の静岡県情報公開条例(以下「新条例」という。)第2条第1項の地方三公社をいう。)の役員又は職員が作成し、又は取得した公文書(新条例第2条第2項の公文書をいう。)については、新条例の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に実施機関(改正前の静岡県情報公開条例(以下「旧条例」という。)第2条第1項の実施機関をいう。)の職員が作成し、又は取得した公文書(旧条例第2条第2項の公文書をいう。)であって、施行日以後において静岡県公立大学法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして静岡県公立大学法人が保有することとなるものについては、施行日以後においては、静岡県公立大学法人の役員又は職員が作成し、又は取得した公文書(新条例第2条第2項の公文書をいう。)とみなす。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第5条の規定による開示の請求であって、施行日以後において静岡県公立大学法人が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、新条例第5条の規定により静岡県公立大学法人に対してされた開示の請求とみなす。

5 この条例の施行の際現に効力を有する旧条例第11条各項の決定であって、施行日以後において静岡県公立大学法人が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、静岡県公立大学法人が行った新条例第11条各項の決定とみなす。

附 則(平成19年7月13日条例第56号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年12月26日条例第60号抄)

(施行期日)

1 この条例は、地方独立行政法人静岡県立病院機構の成立の日から施行する。

(静岡県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に実施機関(改正前の静岡県情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第2条第1項の実施機関をいう。)の職員が作成し、又は取得した公文書(旧情報公開条例第2条第2項の公文書をいう。)であって、施行日以後において地方独立行政法人静岡県立病院機構の役員又は職員が組織的に用いるものとして地方独立行政法人静岡県立病院機構が保有することとなるものについては、施行日以後においては、地方独立行政法人静岡県立病院機構の役員又は職員が作成し、又は取得した公文書(改正後の静岡県

情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）第2条第2項の公文書をいう。）とみなす。

- 3 この条例の施行の際現にされている旧情報公開条例第5条の規定による開示の請求であつて、施行日以後において地方独立行政法人静岡県立病院機構が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、新情報公開条例第5条の規定により地方独立行政法人静岡県立病院機構に対してされた開示の請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に効力を有する旧情報公開条例第11条各項の決定であつて、施行日以後において地方独立行政法人静岡県立病院機構が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、地方独立行政法人静岡県立病院機構が行つた新情報公開条例第11条各項の決定とみなす。

附 則（平成21年12月25日条例第70号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公立大学法人静岡文化芸術大学の成立の日から施行する。  
（静岡県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に学校法人静岡文化芸術大学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「文書等」という。）であつて、施行日以後において公立大学法人静岡文化芸術大学の役員又は職員が組織的に用いるものとして公立大学法人静岡文化芸術大学が保有することとなるものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡文化芸術大学の役員又は職員が作成し、又は取得した公文書（改正後の静岡県情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）第2条第2項の公文書をいう。）とみなす。
- 3 前項の規定により公文書とみなされた文書等のうち、平成14年4月1日前に学校法人静岡文化芸術大学の役員又は職員が作成し、又は取得したものについては、新情報公開条例の規定は、適用しない。

附 則（平成27年12月25日条例第58号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中静岡県情報公開条例第7条第2号及び第6号の改正 公布の日
  - (2) 第1条中静岡県情報公開条例第38条の改正及び第2条中静岡県個人情報保護条例第56条の改正 平成28年4月1日（静岡県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 実施機関（この条例による改正前の静岡県情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）の処分又は不作為についての不服申立てであつて、この条例の施行前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものに関する取扱いについては、なお従前の例による。  
（静岡県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 （略）

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務（第1条の規定による改正後の静岡県個人情報保護条例（以下この項において「新条例」という。）第14条第1項に規定する個人情報取扱事務をいう。）であつて、同項第5号の個人情報の記録項目に新条例第2条第4項に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第14条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「行っているときは、静岡県個人情報保護条例及び静岡県情報公開条例の一部を改正する条例（平成30年静岡県条例第13号）の施行の日以後、遅滞なく」とする。

附 則（令和3年3月26日条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の成立の日から施行する。  
（静岡県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施機関（改正前の静岡県情報公開条例

(以下「旧情報公開条例」という。)第2条第1項の実施機関をいう。)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の役員又は職員が組織的に用いるものとして公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が保有することとなるものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の役員又は職員が作成し、又は取得した公文書(改正後の静岡県情報公開条例(以下「新情報公開条例」という。)第2条第2項の公文書をいう。)とみなす。

3 この条例の施行の際現にされている旧情報公開条例第5条の規定による開示請求であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、新情報公開条例第5条の規定により公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学に対してされた開示の請求とみなす。

4 この条例の施行の際現に効力を有する旧情報公開条例第11条各項の決定であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が行った新情報公開条例第11条各項の決定とみなす。

#### 【趣 旨】

1 第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。

(1) この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(2) 公文書開示手数料は、この条例の公布とともに廃止(静岡県手数料徴収条例の一部改正(附則第14項))し、電磁的記録を除く公文書の写しの交付に要する費用負担の規定及び口頭で行うことのできる開示決定の通知(附則第13項)の規定については、公布の日(平成12年10月27日)から施行するものである。

(3) 公安委員会及び警察本部長は、平成14年4月1日から実施機関となり、この条例が適用される。

2 第2項から第13項までは、この条例の施行に伴う経過措置を定めたものである。

3 第2項は、実施機関が保有する公文書のうち、新条例を適用することとする公文書について定めたものである。

(1) 実施機関が保有する公文書のうち、次のものに新条例を適用する。ただし、議会、公安委員会及び警察本部長を除く。

ア 平成13年4月1日以後に作成又は取得した公文書

イ 平成13年3月31日以前に作成又は取得した旧条例第2条第2項に規定する公文書(決裁又はこれに準ずる手続が終了し、当該実施機関が管理しているものに限る。)

(2) 議会が保有する公文書のうち、次のものに新条例を適用する。

平成13年4月1日以後に議会の事務局の職員が作成又は取得した公文書

(3) 公安委員会又は警察本部長が保有する公文書のうち、次のア及びイについては平成14年4月1日から新条例を適用し、ウについては対象とする公文書の作成又は取得年月日及び新条例適用の日を公安委員会規則で別途定める。

ア 平成13年4月1日以後に作成又は取得した公文書

イ 平成13年3月31日以前に作成又は取得した永年保存の公文書及び平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間に作成又は取得した永年保存の公文書以外の公文書

ウ 平成11年3月31日以前に作成又は取得した永年保存の公文書以外の公文書

イ及びウの公文書は、決裁又はこれに準ずる手続が終了し、公安委員会又は警察本部長が管理している文書及び図画に限る。

4 第3項は、この条例の公布の日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書については、新

条例第7条第2号ただし書ウ（公務員の職務遂行に係る情報）の規定は適用しないことを定めたものである。

- 5 第5項は、この条例の施行の際、旧条例第5条の規定により現にされている公文書の開示の請求又は旧条例第16条第2項の規定により現にされている申出であって、開示決定等又は回答がなされていないものについては、新条例第5条の規定による公文書の開示の請求とみなし、開示決定等を行うことを定めたものである。
- 6 第6項は、この条例の施行の際、現になされている行政不服審査法に基づく不服申立ては、新条例に規定する同法に基づく不服申立てとみなすことを定めたものである。
- 7 第7項は、第5項及び第6項で定めるほか、旧条例の規定により行われた処分、手続その他の行為は、新条例にこれらに相当する規定が置かれている場合には、新条例の相当規定によって行われた行為とみなすことを定めたものである。
- 8 第8項は、旧条例で設置されていた公文書開示審査会は新条例で設置する情報公開審査会となり同一性をもって存続することを定めたものである。
- 9 第9項は、この条例の施行の際公文書開示審査会の委員である者は、情報公開審査会の委員とみなされることを定めたものである。
- 10 第10項は、第9項によりみなされた委員及びこの条例の施行の際新たに任命された委員の任期は平成13年9月30日までとすることを定めたものである。
- 11 第11項及び第12項は、この条例公布の日前に開催された合議制機関等の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等について、旧条例第9条第5号の規定（合議制機関等情報）に基づき、合議制機関等の議事運営規程又は議決によりその全部又は一部について開示をしない旨を定めているものについては、この条例施行後においても、旧条例第9条第5号の規定により開示しないことができることとしたものである。
- 12 第13項は、この条例の公布の日以後、この条例が施行される前であっても、旧条例第5条の規定による開示請求があったとき、直ちに開示請求に係る公文書の全部を開示するときは、その旨を書面によらず口頭で告知できることを定めたものであり、新条例第11条ただし書の規定と同趣旨のものである。
- 13 第14項は、公文書開示手数料を廃止することとし、静岡県手数料徴収条例の「公文書開示手数料」に係る規定を削り、別表の3の項を削除することを定めたものである。

#### 【解 釈】

附則第11項の「開示しない旨を定めている」とは、開示決定等をする時点において、会議に係る情報が記録された公文書について、その全部又は一部を開示しない旨の議事運営規程又は議決が有効なものとして存続していることをいう。したがって、開示決定等をする時点において、議事運営規程が改正され非公開とする規定が廃止されている場合や審議会等が廃止されている場合には、旧条例第9条第5号の規定は適用されないことになる。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  
(静岡県公文書の開示に関する条例の解釈運用基準の廃止)
- 2 平成 13 年 3 月 31 日限り、静岡県公文書の開示に関する条例の解釈運用基準（平成元年 8 月 4 日付け文第 170 号総務部長通知）は、廃止する。  
(公文書の検索資料の作成等の特例)
- 3 第 33 条に規定する公文書を検索するために必要な資料については、令和 3 年度静岡県県民サービスセンターリニューアル工事に伴う静岡県公文書センターの閉鎖期間中は、静岡県公文書センターに代えて、経営管理部総務局法務文書課に備え置くものとする。

附 則

この改正は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。